

北茨城市障害福祉計画[第4期]

(平成27年度～平成29年度)



北茨城市
平成27年3月

北茨城市障害福祉計画[第4期]目次

第1章 障害福祉計画の概要	3
第1節 計画策定の趣旨	3
1 障害者総合支援法の施行	3
2 第4期障害福祉計画策定の目的	3
第2節 計画の位置付け	5
1 計画策定の根拠となる法令	5
2 北茨城市の計画との関係	6
第3節 計画の策定体制	7
第4節 計画の進行体制	8
第2章 計画の基本的な考え方	9
第1節 基本理念	9
第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	10
第3節 相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方	11
第4節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方	12
第3章 障害者・障害児の状況	13
第1節 障害者手帳の交付者数	13
1 身体障害者の状況	13
2 知的障害者の状況	16
3 精神障害者の状況	17
4 難病患者等の状況	19
5 障害児の状況	20
第2節 障害支援区分の認定状況	21
第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）	22
第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行	22
第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行	23
第3節 障害者の地域生活の支援等の整備	24
第4節 福祉施設から一般就労への移行	25

第5章 障害福祉サービス等の見込量	26
第1節 障害福祉サービスの見込及び確保のための方策	26
1 訪問系サービス	26
2 日中活動系サービス	28
3 居住系サービス	32
4 相談支援	34
5 障害児通所支援	36
6 障害児相談支援	38
第2節 地域生活支援事業の実施について	39
1 理解促進研修・啓発事業	40
2 自発的活動支援事業	41
3 相談支援事業	42
4 成年後見制度利用支援事業	43
5 成年後見制度法人後見支援事業	44
6 意思疎通支援事業	45
7 日常生活用具給付等事業	46
8 手話奉仕員養成研修事業	48
9 移動支援事業	49
10 地域活動支援センター	50
11 訪問入浴サービス事業	51
12 日中一時支援事業	52
13 その他の任意事業	53
参考資料	
1 アンケート調査結果	54
2 市内及び近隣市所在サービス事業者一覧	69

第1章 障害福祉計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

1. 障害者総合支援法の施行

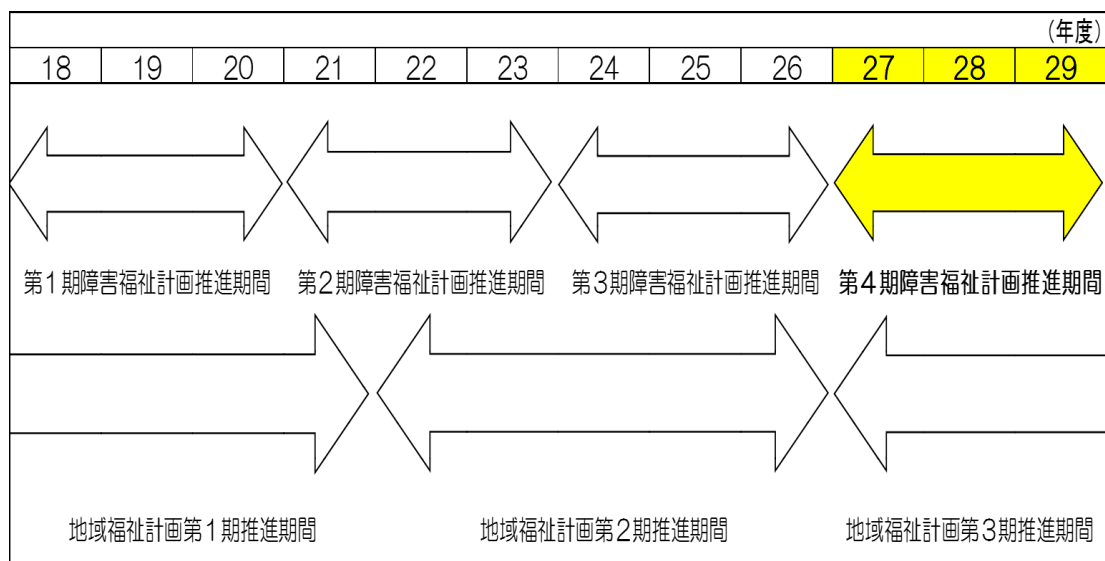
平成24年6月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成25年4月から「障害者自立支援法」は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（通称：障害者総合支援法）となりました。

障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずることを趣旨としています。障害者総合支援法施行後の主な改正点としては、①「谷間の障害」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える、②従来の「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める、③重度訪問介護の対象拡大、④共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、⑤地域移行支援の対象拡大、⑥地域生活支援事業の追加等が挙げられ、段階的に実施されているところです。

2. 第4期障害福祉計画策定の目的

本計画は、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、国の基本指針に即し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る数値目標やサービス見込量を定めています。推進期間は、3年を1期としており、平成18年度から平成20年度を計画期間とする第1期障害福祉計画、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第2期障害福祉計画、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第3期障害福祉計画を策定し、推進してきました。4期計画は、これまでの計画目標の達成状況の評価や課題を踏まえ、平成27年度から平成29年度までを推進期間として策定します。

なお、障害者総合支援法の改正があった場合、計画期間中においても見直し等の対応が必要となることも考えられます。



第2節 計画の位置付け

1. 計画策定の根拠となる法令

障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」をふまえ、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づき市町村が策定するものです。

障害者基本法 第11条第3項

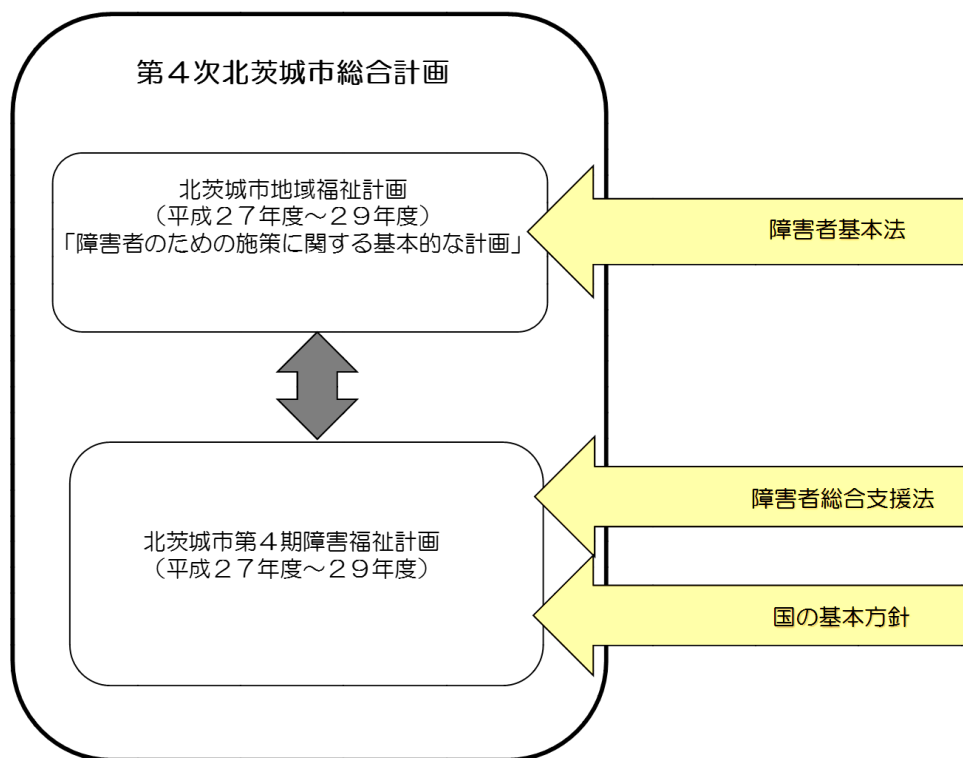
市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者総合支援法 第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 北茨城市の計画との関係

4期計画は、福祉関係施策を総合的に推進するための北茨城市地域福祉計画第3期の基本理念等と整合性を図り、障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和の保たれたかたちで策定します。



第3節 計画の策定体制

4期計画の策定にあたっては、以下の体制で行いました。

北茨城市障害福祉計画（第4期）は、事業者、福祉、保健、雇用・就労、教育の各担当者を委員とした北茨城市地域自立支援協議会で意見を聴取し、内容に反映させました。

また、身体・療育・精神の各種障害者手帳をお持ちの方、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方、北茨城市難病見舞金を受給されている方1,000名を無作為に抽出し、郵送により生活状況及びサービスの利用状況等についてアンケート調査を実施しました。

【アンケート調査概要】

- ・調査期間：平成26年8月～9月
- ・調査対象：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証、北茨城市難病見舞金受給者の中から無作為に抽出した1,000人
- ・調査方法：郵送による配布、回収。（無記名回答）
- ・回収結果：回収数468票（回収率46.8%）

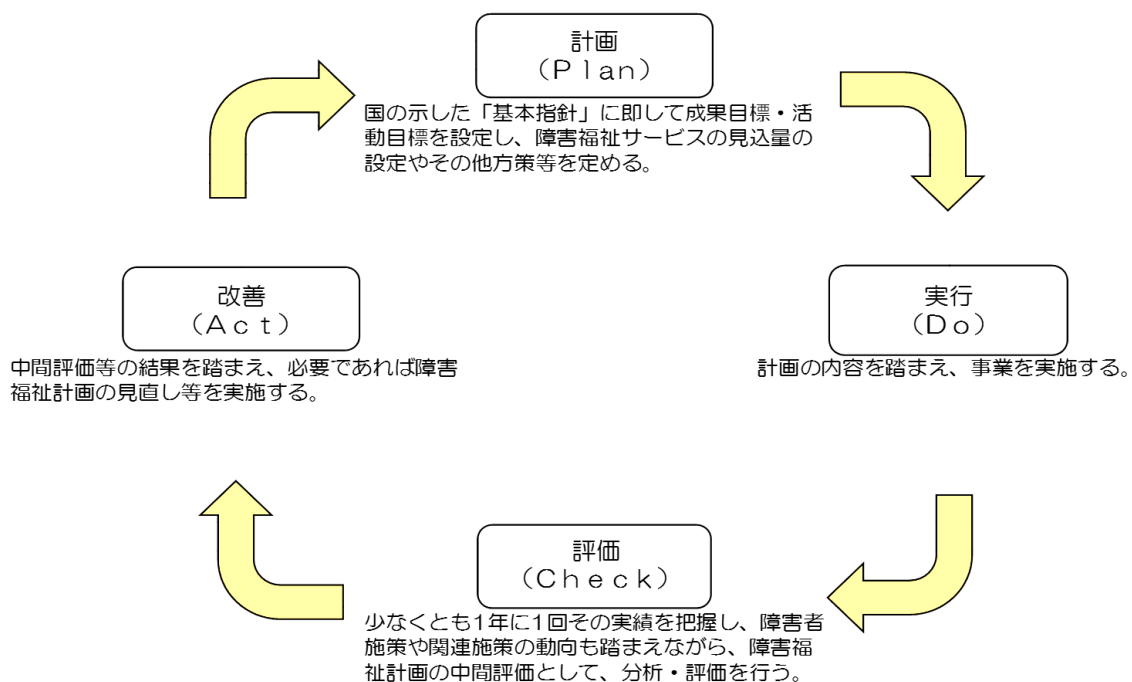
第4節 計画の進行体制

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障害福祉計画の中間評価として分析・評価を行い、必要であると認めるときは、計画の内容変更や、事業の見直し等の措置を講じていきます（PDCAサイクル）。中間評価については、北茨城地域自立支援協議会を中心に関係機関の意見を聴取する等し、その結果について公表することに努めます。

※「PDCAサイクルとは」

PDCAサイクルとは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

〈障害福祉計画におけるPDCAサイクルの実施状況イメージ〉



第2章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会実現のため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

2. 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害者、知的障害者及び精神障害者並びに難病患者等であって18歳以上の者並びに障害児とし、障害種別を問わず必要とするサービスの提供を受けられる体制の整備を進めます。

また、発達障害及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっていること、難病患者等が給付の対象に加えられたことをふまえ、引き続き周知を図ります。

3. 地域生活移行や就労支援等に対応したサービス提供体制の整備

障害者の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等について、北茨城市地域自立支援協議会が中心となって協議・検討し、地域の社会資源を最大限に活用しながら、提供体制の整備を進めます。

第2節 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 必要な訪問系サービスを保障

障害種別を問わず、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、及び重度障害者等包括支援をいう。）の提供が安定して確保されるよう、内容の充実・向上に取り組めます。

2. 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所、及び地域活動支援センターで提供されるサービスをいう。）について、供給量の安定、内容の充実に努めます。

3. グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホームのサービスが利用できるよう、個々の状況に応じて、計画相談支援事業者、地域相談支援事業者によるきめ細やかな相談支援を実施し、入所等からの円滑な地域生活への移行を促進します。

4. 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の活用により、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場の拡大に努めます。

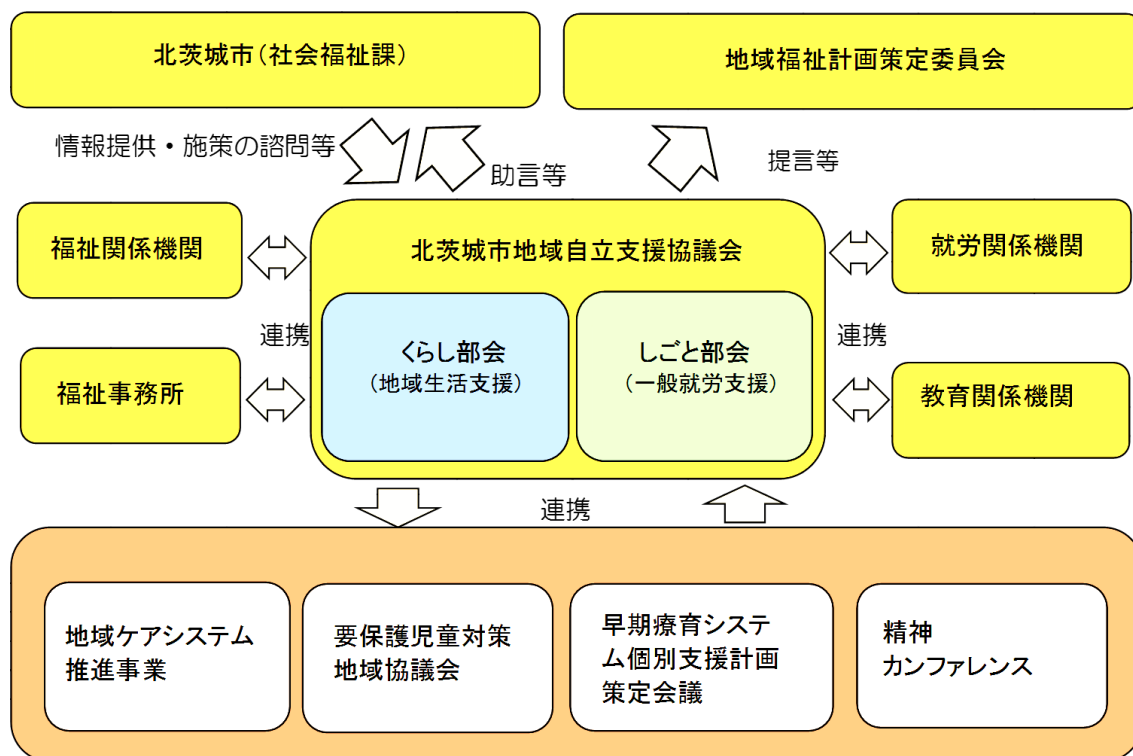
第3節 相談支援の提供体制確保に関する基本的な考え方

障害者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供が安定的に確保されるとともに、利用者の状態像や希望を勘案し、連続的かつ一貫性を持ったサービス等が提供されるよう総合的に支援する相談支援体制の構築が不可欠です。

北茨城市では、北茨城市地域自立支援協議会（以下、協議会という。）を中心に、北茨城市地域ケアシステム推進事業、指定相談支援事業者等その他の関係機関等と連携強化を図っていくとともに、障害児に対する支援拡充の観点から、教育委員会、特別支援学校との情報交換等を日頃からこまめに行い、広範な支援体制の確立に努めます。

このうち協議会は、平成24年4月より法定化され、相談支援体制の中核的存在として、障害者等が直面する様々な問題等について積極的な関与が求められています。これに即して北茨城市では、平成24年度に、暮らし部会（地域生活支援）、しごと部会（一般就労支援）という二つの専門部会を設置しました。この専門部会の中で、多分野・他職種の関係機関と情報の共有、課題の整理、検討、評価等を行い、地域支援体制の強化を図ります。

北茨城市における障害者支援体制



第4節 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

第4期計画では、第3期計画の中で言及が限られていた障害児支援について、支援のための基盤整備が求められています。子ども・子育て支援法第二条第二項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえた上で、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近で提供する体制の整備に努めます。

1. 児童発達支援センター及び障害児入所施設を中核とした地域支援体制の整備

児童発達支援センターを地域における中核的支援施設として位置づけ、児童発達支援事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児支援の体制整備を図ります。特に、保育所等訪問支援等の実施体制の構築を図ります。

2. 子育て支援に係る施策との連携

障害児支援の体制整備に当たり、子ども・子育て支援法に基づく子育て支援施策との緊密な連携を図ります。また、障害児の早期発見・支援を進めるために、母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、子育て支援担当部局との連携体制を強化します。

3. 教育との連携

就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行等、障害児支援が適切に行われるために、学校、障害児通所支援事業所等と日頃から緊密な連携を図ります。

第3章 障害者・障害児の状況

第1節 障害者手帳の交付状況

1. 身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付を受けている方は、平成25年度末時点で、1,998人となっており、平成25年度末と比較すると42人増となっています。障害種別では肢体不自由が1,044人と最も多く、全体の約53%を占めています。次いで、内部障害684人、聴覚・平衡機能障害が131人、視覚障害が113人、音声・言語・そしゃく機能障害が26人となっています。

等級別では1級が最も多く716人。次いで4級が466人、3級が330人、2級が284人、5級、6級が101人となっています。

障害別数の推移

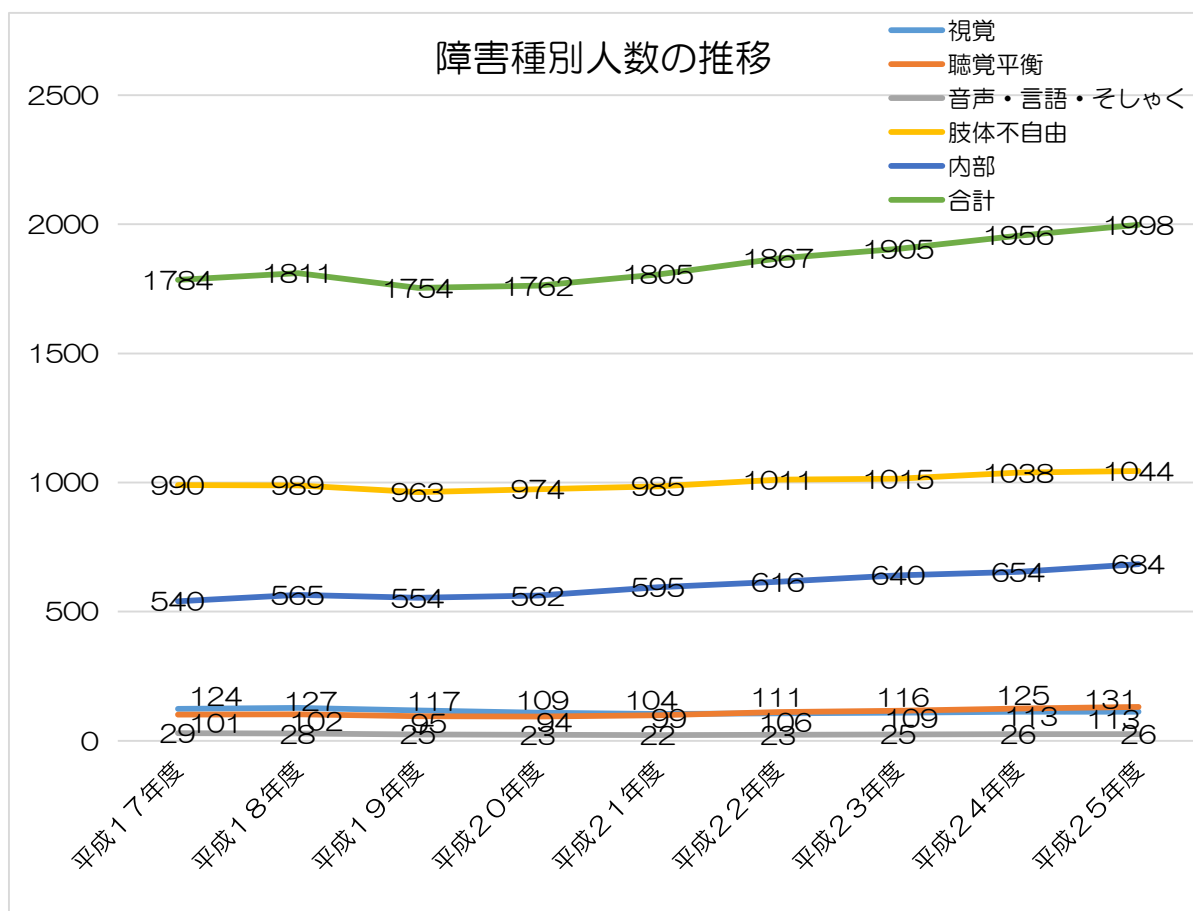
(各年度末 単位：人)

	視覚	聴覚平衡	音声・言語・そしゃく	肢体不自由	内部	合計
平成17年度	124	101	29	990	540	1784
平成18年度	127	102	28	989	565	1811
平成19年度	117	95	25	963	554	1754
平成20年度	109	94	23	974	562	1762
平成21年度	104	99	22	985	595	1805
平成22年度	106	111	23	1011	616	1867
平成23年度	109	116	25	1015	640	1905
平成24年度	113	125	26	1038	654	1956
平成25年度	113	131	26	1044	684	1998

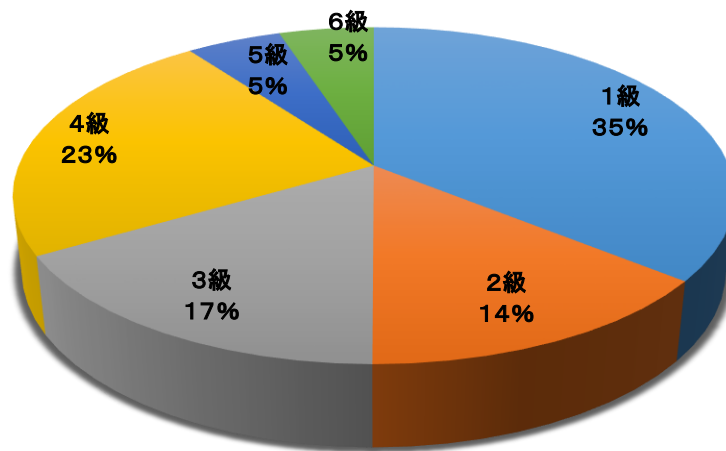
等級別数の推移

(各年度末 単位：人)

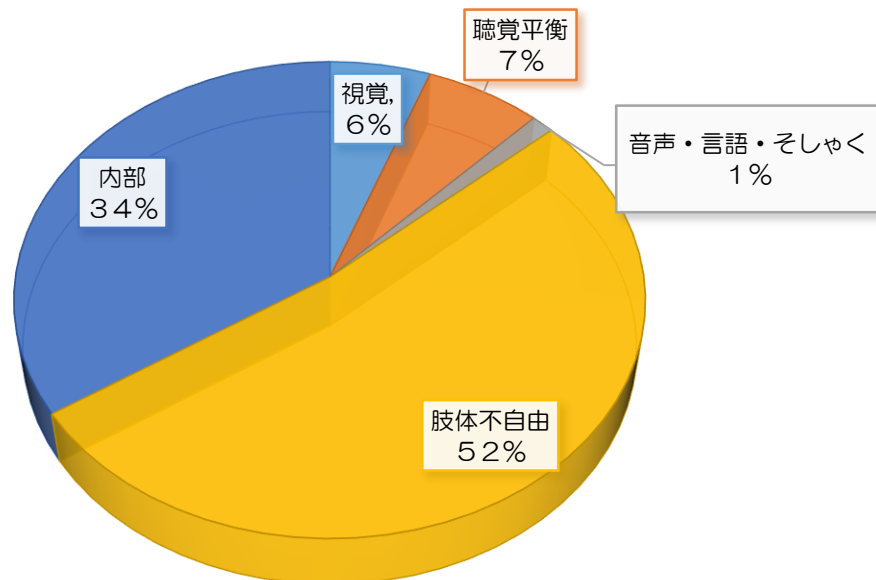
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成17年度	652	304	298	335	114	81	1,784
平成18年度	671	306	294	345	112	83	1,811
平成19年度	657	294	276	343	105	79	1,754
平成20年度	648	288	280	368	101	77	1,762
平成21年度	665	281	287	390	101	81	1,805
平成22年度	669	289	297	424	97	91	1,867
平成23年度	695	284	313	423	98	92	1,905
平成24年度	705	284	320	453	100	94	1,956
平成25年度	716	284	330	466	101	101	1,998



平成25年度等々級別交付割合



平成25年度障害種別交付割合



2. 知的障害者の状況

療育手帳の交付を受けている方は、平成25年度末の時点で364人となっており、平成24年度末と比較すると10人増となっています。

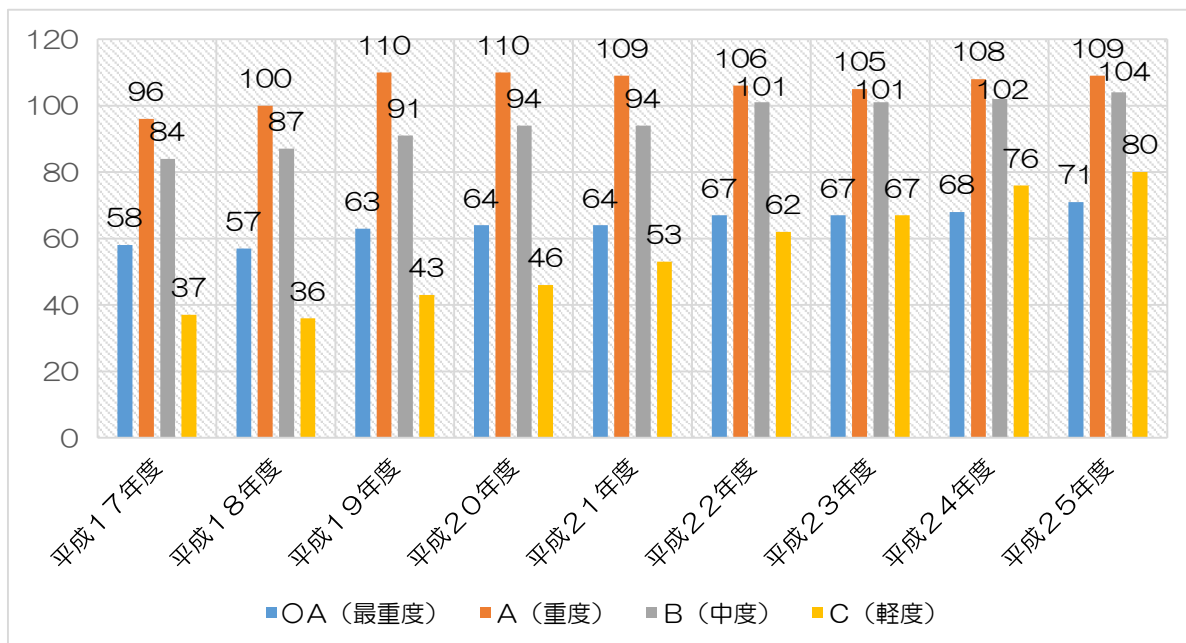
等級別ではA（重度）が最も多く109人、次いでB（中度）が104人、C（軽度）が80人、OA（最重度）が71人となっています。

等級別数の推移

（各年度末 単位：人）

	OA（最重度）	A（重度）	B（中度）	C（軽度）	合計
平成17年度	58	96	84	37	275
平成18年度	57	100	87	36	280
平成19年度	63	110	91	43	307
平成20年度	64	110	94	46	314
平成21年度	64	109	94	53	320
平成22年度	67	106	101	62	336
平成23年度	67	105	101	67	340
平成24年度	68	108	102	76	354
平成25年度	71	109	104	80	364

グラフで見る等級別交付者数の推移



3. 精神障害者の状況

精神障害者保険福祉手帳の交付を受けている方は、平成25年度末時点で、212人となっており、平成24年度と比較すると34人増となっております。

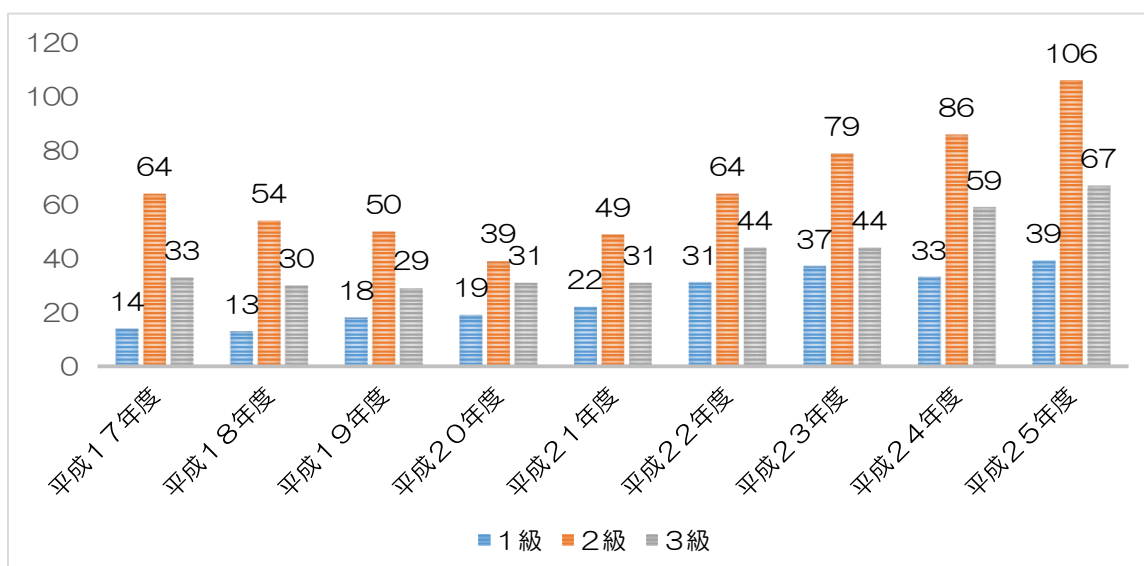
等級別では2級が最も多く、106人、次いで3級が67人、1級が39人となっています。

また、自立支援医療（精神通院）受給者証の利用者は、平成25年度末時点で465人となっており、年々増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移 (各年度末 単位：人)

	1級	2級	3級	合計
平成17年度	14	64	33	111
平成18年度	13	54	30	97
平成19年度	18	50	29	97
平成20年度	19	39	31	89
平成21年度	22	49	31	102
平成22年度	31	64	44	139
平成23年度	37	79	44	160
平成24年度	33	86	59	178
平成25年度	39	106	67	212

グラフで見る等級別交付者数の推移

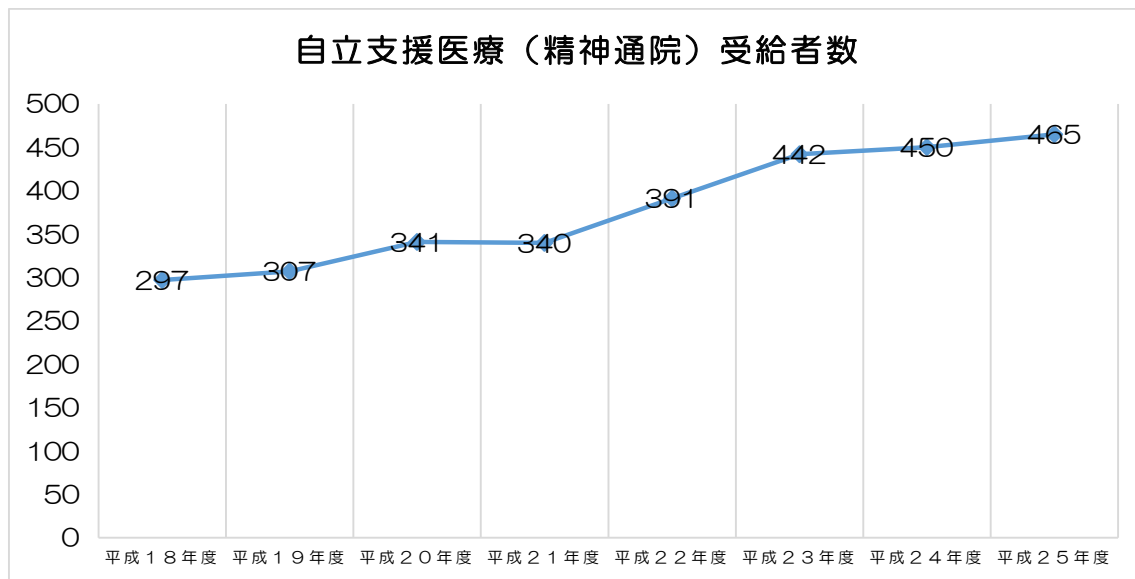


自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

（各年度末 単位：人）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
自立支援医療 （精神通院） 受給者数	297	307	341	340	391	442	450	465

グラフで見る自立支援医療（精神通院）受給者数の推移



4. 難病患者等の状況

一般特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方は、平成25年度末時点で269人となっており、平成24年度と比較すると、16人増となっております。

また、平成27年1月1日から対象となる疾病が151へ拡大されたことに伴い、今後受給者証交付者数の増加が見込まれます。

市内で一般特定疾患医療費受給者証の交付を受けている方

	平成24年度	平成25年度
一般特定疾患医療費受給者証交付者数	253	269

5. 障害児の状況

現在市内には特別支援学校が1校設置されています。また、12校の小学校のうち、7校、5校の中学校のうち、4校に特別支援学級が設置されています。

未就学児で療育指導を受けた者は、平成26年度（10月末時点）は24人となっております。

市内の特別支援学校へ在籍している児童・生徒数

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学部	21	21	23
中学部	5	10	13
高等部	34	25	18

特別支援学級に在籍している児童・生徒数

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
小学校	24	29	40
中学校	13	12	16

未就学児で療育指導を受けた者の人数

（単位：人）

平成24年度	平成25年度	平成26年度
22	29	24

※平成26年度は10月末時点の人数です。



6. 障害支援区分の認定状況

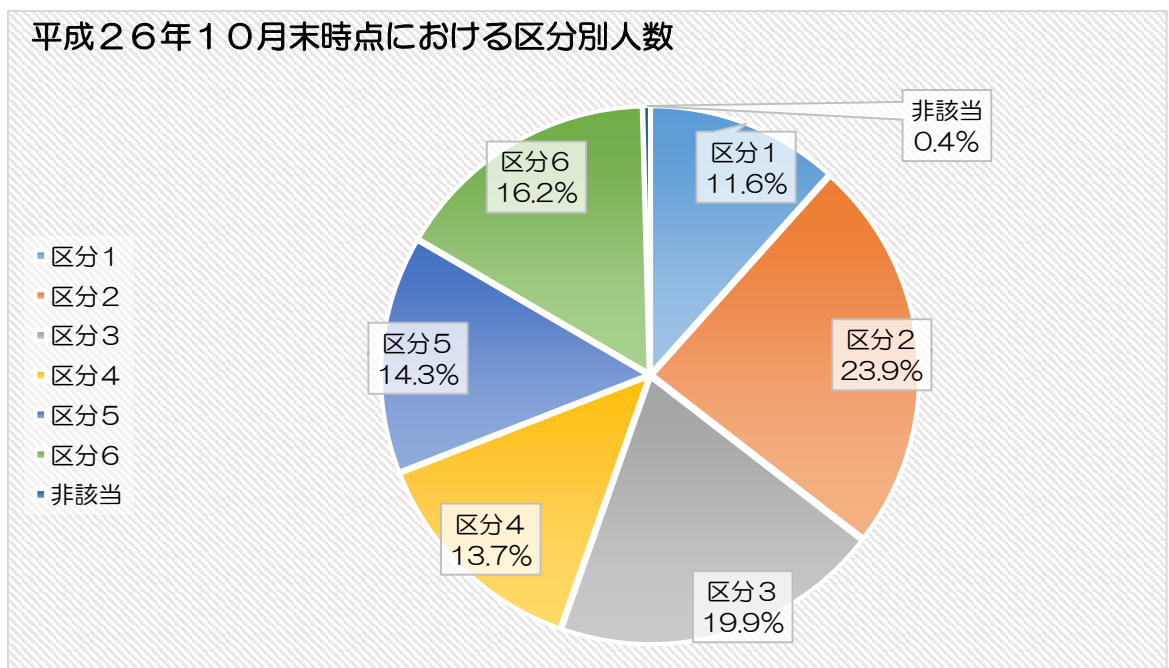
平成26年4月1日に施行された総合支援法の一部改正により、「障害程度区分」は「障害支援区分」へ名称が変更されました。障害支援区分では、認定調査項目等が見直され、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いが総合的に判定されるようになりました。

障害支援区分認定者数

(各年度末 単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	非該当	合計
平成18年度	13	27	11	4	3	8	2	68
平成19年度	5	4	4	5	6	12	0	36
平成20年度	0	1	4	2	3	1	0	11
平成21年度	9	25	18	13	8	13	0	86
平成22年度	3	8	10	8	10	5	0	44
平成23年度	5	6	6	2	10	9	0	38
平成24年度	11	23	27	9	9	15	0	94
平成25年度	9	14	10	15	11	5	0	64
平成26年度	1	7	6	8	9	10	0	41
合 計	56	115	96	66	69	78	2	482

※平成26年度は、平成26年10月末時点の数



第4章 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標

第1節 福祉施設入所者の地域生活への移行

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行目標

第4期計画では、国の基本指針が見直され、平成17年10月1日時点での施設入所者のうち3割以上が平成26年度末までに地域生活へ移行するとされていた目標が、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上を地域生活へ移行すると変更されました。

北茨城市の平成25年度末時点での施設入所者数は76人でしたので、その12%に当たる10人が平成29年度末までに地域生活へ移行する目標値となります。また、平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を平成29年度末における施設入所者の地域生活への移行目標値に加えた割合以上を目標値とするという指針に基づき、20人（平成26年度末までに未達成と見込まれる割合）を加えた30人を地域生活へ移行する目標値とします。

平成29年度末の時点における施設入所からの地域移行目標	30人
-----------------------------	-----

2. 施設入所者の退所目標

第4期計画では、国の基本指針が見直され、平成17年10月1日時点の施設入所者の1割以上が平成26年度末までに削減することとされていた目標が、平成25年度末時点の施設入所者の4パーセント以上を削減すると変更されました。

北茨城市の平成25年度末時点での施設入所者は76人でしたので、その4%に当たる4人が平成29年度末までに退所する目標値となります。また、平成26年度末までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を施設入所者の削減の目標値に加えた割合以上を目標値とするという指針に基づき、10人（3期計画で設定された平成26年度末の施設入所者数に対して未達成と見込まれる割合）を加えた14人を施設入所者の削減目標とし、平成29年度末の時点における施設入所者数を62人とします。

平成29年度末における施設入所者数	62人
-------------------	-----

第2節 入院中の精神障害者の地域生活への移行促進に関する目標

第4期計画では、国の基本指針が見直され、「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」の内容を踏まえ、平成29年度末における入院後3ヶ月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率の上昇並びに在院期間1年以上の長期在院者の減少について、当該数値に係る上位5都道府県の数値をベースに新たな目標を設定することが示されました。下記の内容については、都道府県で設定されます。

1. 入院後3ヶ月時点の退院率の目標

- 平成29年度における入院後3か月経過時点の退院率を64%以上とする。
- 平成29年度における入院後1年経過時点の退院率を91%以上とする。
- 平成29年6月末時点における長期在院者数を平成24年6月末時点から18%減少する。

第3節 障害者の地域生活の支援等の整備

国の指針に基づき、障害者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は、各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備することを目標とします。

平成29年度末時点の目標値	1か所
---------------	-----

第4節 福祉施設から一般就労への移行等の目標

1. 福祉施設から一般就労への移行促進

第4期計画では、国の指針が見直され、平成26年度中に平成17年度実績の4倍以上が福祉施設から一般就労へ移行するとされていた目標が、平成24年度実績の2倍の人数が平成29年度末に一般就労へ移行するという目標に変更されました。

北茨城市における平成24年度の一般就労への移行実績は1人となっております。そのため、平成29年度末には2人が一般就労へ移行されることを目標にします。

平成29年度末時点における一般就労移行者数	2人
-----------------------	----

2. 就労移行支援事業の利用者数

第4期計画では国の指針が見直され、平成26年度末における福祉施設利用者のうち2割以上の者が就労移行支援事業を利用し、平成26年度末における就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援（A型）事業を利用するとされていた目標が、平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者を平成25年度末の利用者から6割以上増加させ、平成29年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上にするという内容に変更されました。

平成25年度末における就労移行支援事業の利用者は15人でしたので、平成29年度末時点における就労移行支援事業の利用者は24人とすることを目標とします。

平成29年度末時点における就労移行支援事業利用者数	24人
---------------------------	-----

※「福祉施設」の範囲とは、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）を提供する事業所です。

※「就労移行率」は、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち当該年度中に一般就労へ移行した者の割合を指します。

第5章 障害福祉サービス等の見込量

第1節 障害福祉サービスの見込及び確保のための方策

本項目では、障害福祉サービス別に現状と課題を明らかにし、国が定める基本指針に即して、平成29年度の数値目標を設定し、それを確保するための方策及び今後の課題等について整理します。

1. 訪問系サービス

サービス名	内容
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです（通院等の介助も含まれます）。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障害者が外出する際に同行し、移動補助を行うサービスです。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が常に困難で介護が必要な方に、行動時の介助や外出時の移動補助を行うサービスです。
重度障害者包括支援	常に介護が必要な方のうち、特にその必要度が高いと認められた方に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービスです。

現状と課題

訪問系サービスは、在宅で暮らす障害者等の日常生活を支援するサービスであることはもちろんですが、同居等の家族の負担軽減という側面も併せ持つ重要なサービスです。

今後、施設入所者や長期入院中の精神障害者の地域生活への移行が進むにつれ利用者数が増加すると見込まれます。

【訪問系サービスの実績】

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	計画	実利用人数（人／月）	37	41	45
		利用量（時間／月）	579	637	701
	実績	実利用人数（人／月）	29	28	25
		利用量（時間／月）	387	462	450
重度訪問介護	計画	実利用人数（人／月）	0	1	2
		利用量（時間／月）	0	210	420
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0
		利用量（時間／月）	0	0	0
同行援護	計画	実利用人数（人／月）	5	8	12
		利用量（時間／月）	157	251	377
	実績	実利用人数（人／月）	2	1	1
		利用量（時間／月）	2	5	7
行動援護	計画	実利用人数（人／月）	2	3	5
		利用量（時間／月）	11	17	31
	実績	実利用人数（人／月）	1	1	0
		利用量（時間／月）	7	1	0
重度障害者包括支援	計画	実利用人数（人／月）	0	0	1
		利用量（時間／月）	0	0	352
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0
		利用量（時間／月）	0	0	0

※平成26年度実績は10月末現在の月平均の数。

各年度の見込み量と確保に関する方策

サービスの利用量は、障害の程度、居住する地域、支援者の有無及び家族構成等により様々ですので、今後ともニーズを把握して適正な支給量の確保に努めます。

市内には、平成26年10月の時点で5つの居宅介護事業所があり、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護については、十分な供給量を確保しています。しかし、重度障害者包括支援を提供できる事業所がないことから、3期計画に引き続き、同サービスを提供できる事業所の確保に努めていきます。

【訪問系サービスの見込】

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者包括支援	実利用人数（人／月）	34	42	51
	利用量（時間／月）	598	844	1,340

※国の指針により、訪問系サービスの見込量はまとめて見込むとされているため、訪問系サービス全てを合わせた見込量となっています。

2. 日中活動系サービス

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入所や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。
自立訓練（機能訓練）	身体に障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練をするサービス。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害を有する方が自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能向上のために必要な訓練をするサービスです。
就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。
就労継続支援（A型・B型）	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練をするサービスです。
療養介護	医療の必要な障害者で常に介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護を行うサービスです。
短期入所	自宅で介護を行う方が病気などで障害者等の介護が出来ない場合、短期間施設へ入所するサービスです。

現状と課題

自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（B型）の実利用者数が増加傾向にあります。自立訓練、就労移行支援は利用期間が原則2年間と限られていますが、サービスを提供する事業所が増加したこと、一般就労に向けて取り組もうとする障害者が増えたこと等により、実績が3期計画での見込値を上回っています。

しかし、自立訓練（機能訓練）、就労継続支援（A型）については、利用量が少ない又はない状態にあります。自立訓練（機能訓練）について、市内では基準該当事業所1か所で提供されているのみであります。就労継続支援（A型）については、サービスを提供する事業所が市内また近隣市にもありません。そのため、安定的なサービス供給についての今後の取り組みが重要な課題となっております。

※以下の各表について、平成26年度の実績は10月末の数。「人／日」は「(月間の実利用人員) × (1人1か月あたりの平均利用日数)」を指す。

【日中活動系サービスの実績】

生活介護実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
生活介護	計画	実利用人数（人／月）	89	107	129
		利用量（人日／月）	1,767	2,121	2,546
	実績	実利用人数（人／月）	96	99	98
		利用量（人日／月）	1,894	1,950	1,958

自立訓練（機能訓練）実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 （機能訓練）	計画	実利用人数（人／月）	1	1	1
		利用量（人日／月）	22	22	22
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0
		利用量（人日／月）	0	0	0

自立訓練（生活訓練）実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
自立訓練 （生活訓練）	計画	実利用人数（人／月）	7	7	7
		利用量（人日／月）	113	113	113
	実績	実利用人数（人／月）	12	11	10
		利用量（人日／月）	202	170	141

就労移行支援実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労移行支援	計画	実利用人数（人／月）	16	17	18
		利用量（人日／月）	272	289	306
	実績	実利用人数（人／月）	14	13	18
		利用量（人日／月）	288	264	355

就労継続支援（A型）実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 （A型）	計画	実利用人数（人／月）	1	1	2
		利用量（人日／月）	20	20	40
	実績	実利用人数（人／月）	1	1	0
		利用量（人日／月）	19	4	0

就労継続支援（B型）実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
就労継続支援 （B型）	計画	実利用人数（人／月）	24	29	35
		利用量（人日／月）	432	522	630
	実績	実利用人数（人／月）	24	29	30
		利用量（人日／月）	447	535	589

療養介護実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
療養介護	計画	実利用人数（人／月）	4	4	4
		利用量（人日／月）	120	120	120
	実績	実利用人数（人／月）	4	4	4
		利用量（人日／月）	121	121	121

短期入所実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
短期入所	計画	実利用人数（人／月）	7	8	9
		利用量（人日／月）	53	58	63
	実績	実利用人数（人／月）	8	9	7
		利用量（人日／月）	93	67	61

※平成26年度実績は10月末現在の月平均の数。

各年度の見込み量と確保に関する方策

生活介護、自立訓練（生活訓練）、及び就労移行支援については、特別支援学校卒業見込者数や施設利用待機者等の新規利用者等を踏まえて設定しました。また、自立訓練（生活訓練）については、入院中の精神障害者が地域生活へ移行するためにも必要なサービスであり、引き続き安定的な供給体制の確保に努めます。

短期入所は、在宅で暮らす障害者等を介護する家族等の負担を軽減するだけでなく、施設入所の利用を検討する障害者等にとっても、施設での生活に慣れることができる貴重な機会となっております。支給決定を受けているものの、実際の利用に繋がっていない事例も未だに多く見受けられますが、利用の需要は増加傾向にあり、3期計画の見込量を上回っています。また、利用者の精神的な負担を軽減するためにも、当該サービスを日中活動系のサービスとともに提供している事業所への通所を試みることができるよう、環境づくりや、サービス提供事業所の整備に努めます。

【日中活動系サービスの見込】

生活介護見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	実利用人数（人／月）	111	117	123
	利用量（人日／月）	2,217	2,336	2,456

自立訓練（機能訓練）見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 （機能訓練）	実利用人数（人／月）	1	1	1
	利用量（人日／月）	23	23	23

自立訓練（生活訓練）見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
自立訓練 （生活訓練）	実利用人数（人／月）	14	17	21
	利用量（人日／月）	236	287	354

就労移行支援見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労移行支援	実利用人数（人／月）	20	22	24
	利用量（人日／月）	400	440	480

就労継続支援（A型）見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 （A型）	実利用人数（人／月）	1	1	1
	利用量（人日／月）	23	23	23

就労継続支援（B型）見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
就労継続支援 （B型）	実利用人数（人／月）	42	50	60
	利用量（人日／月）	798	950	1,140

療養介護見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
療養介護	実利用人数（人／月）	4	4	4
	利用量（人日／月）	120	120	120

福祉型短期入所見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
福祉型短期入所	実利用人数（人／月）	20	25	30
	利用量（人日／月）	160	200	240

医療型短期入所見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療型短期入所	実利用人数（人／月）	1	1	1
	利用量（人日／月）	8	12	16

3. 居住系サービス

サービス名	内容
共同生活援助	主に夜間、地域で共同生活を営む方に、住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間、障害者支援施設へ入所する方に、入浴、排せつ、及び食事等の介護などを行うサービスです。

現状と課題

平成26年4月1日に障害者総合支援法が施行されたことに伴い、共同生活介護と共同生活援助は一元化されました。平成26年10月の時点で、市内に共同生活援助を提供する事業所は2か所あります。

施設入所支援を提供する事業所は市内に2か所あるほか、近隣市にもありますが、いずれの施設においても長期間にわたり利用している方がほとんどであるため、今後新たに施設入所を希望する方にとっては、利用待機者登録をしても容易に利用することができないサービスとなっております。

さらに、国の基本指針の中で、平成29年度末における施設入所者数について、平成25年度末時点の施設入所者数の12パーセント以上が地域生活へ移行するとともに、4パーセント以上を削減することとしています。このため、施設入所支援を利用する方のうち、地域生活への移行が可能と考えられる方への支援が重要となっております。

【居住系サービスの実績】

共同生活援助実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
共同生活援助	計画	利用量（人／月）	22	26	32
	実績	利用量（人／月）	26	28	32

※3期計画策定時に共同生活介護の利用量として見込まれた内容を含みます。

施設入所支援実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設入所支援	計画	利用量（人／月）	68	67	66
	実績	利用量（人／月）	74	76	75

各年度の見込み量と確保に関する方策

3期計画策定時には、共同生活援助を提供できる事業所が市内に1か所でしたが、平成26年3月に事業所が2か所に増えた事により、今後は、施設入所支援利用者や精神障害者の地域生活への移行が促進されることが期待されます。そのため、共同生活援助については、現時点で共同生活援助の利用予定がある者の数を含めて利用量を

見込み、施設入所支援については、国の基本指針に即して利用量を見込みました。

【居住系サービスの見込】

共同生活援助見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	実利用人数（人／月）	45	50	56

施設入所支援見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設入所支援	実利用人数（人／月）	70	66	62



4. 相談支援

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するにあたって必要となるサービス利用計画の作成と、その後のモニタリングを実施するサービスです。
地域移行支援	福祉施設入所者及び入院中の精神障害者が地域に移行するために必要な住居の確保等に関する相談等を受けることができるサービスです。
地域定着支援	地域生活へ移行した障害者について、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談等で対応するサービスです。

現状と課題

相談支援は、一人ひとりの障害の特性等を踏まえたうえで、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等が抱える問題の解決や適切なサービス利用に向けてきめ細やかにケアマネジメントする機能です。

北茨城市では、自立支援法施行以前から、高齢者を含めたサービスの調整機関として「地域ケアシステム推進事業」を活用してきました。また、平成20年度には北茨城市地域自立支援協議会を立ち上げ、障害福祉施策についての検討の場としてきました。

このような中、平成24年4月から地域相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）が始まり、以前にも増して相談支援の重要性が高まっておりますが、市内の計画相談支援事業所は平成26年10月の時点で1か所となっており、計画相談支援利用の普及に関する体制整備が重要な課題となっております。

【相談支援の実績】

地域相談支援実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画相談支援	計画	利用量（人）	92	170	248
	実績	利用量（人）	15	42	135
地域移行支援	計画	利用量（人）	9	10	12
	実績	利用量（人）	0	0	1
地域定着支援	計画	利用量（人）	3	3	4
	実績	利用量（人）	0	0	0

※平成26年度は10月末の数。

各年度の見込量と確保に関する方策

地域相談支援のうち、計画相談支援については、サービス等利用計画の作成とその後のモニタリングが主な内容となります。平成24年4月から3年間をかけて段階的

にすべての障害福祉サービス利用者を対象とすることとなり、原則的に市が指定した特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画をもとにサービスが支給決定されることになるため、サービス等利用計画の作成を担う特定相談支援事業者の確保が必要となります。市内の特定相談支援事業所は平成26年12月時点で2か所となっており、指定を希望する事業所等に対して情報提供等の支援を実施し、指定事業所の増加、安定的な利用計画作成体制の整備に努めます。

【相談支援の見込】

地域相談支援見込

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援	計画	利用量（人）	265	300	335
地域移行支援	計画	利用量（人）	6	8	12
地域定着支援	計画	利用量（人）	2	3	4

5. 障害児通所支援

サービス名	内容
児童発達支援	療育指導が必要とされた未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体意及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うサービスです。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用を予定する障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、経験豊富な児童指導員や保育士が当該保育所等を訪問し、障害児への支援及び当該保育所等のスタッフへの支援を提供するサービスです。
医療型児童発達支援	療育指導が必要とされた未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作を習得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体意及び精神の状況や環境に応じた適切な訓練を行うとともに、身体の状況により治療も行うサービスです。

現状と課題

平成24年4月から児童福祉法に基づいて決定される障害児通所支援がはじまりました。障害者自立支援法を根拠法としていた平成24年3月までは、市内に児童デイサービスを提供できる事業所はありませんでしたが、現在、市内に障害児通所支援を提供する事業所は3か所あり、サービス利用者も増加傾向にあります。

保育所等訪問支援については、市内また近隣にもサービスを提供できる事業所がなく、利用実績也没有ありません。今後は障害児の保護者等に対して同サービスについての情報提供を行い、そのニーズについて事業所へ働きかける等して体制の整備に努めます。

【障害児通所支援実績】

障害児通所支援実績

区分			平成24年度	平成25年度	平成26年度
児童発達支援	計画	実利用人数（人／月）			
		利用量（人日／月）			
	実績	実利用人数（人／月）	0	1	1
		利用量（人日／月）	0	19	5
放課後等デイサービス	計画	実利用人数（人／月）	2	3	4
		利用量（人日／月）	20	30	40
	実績	実利用人数（人／月）	5	19	27
		利用量（人日／月）	72	235	334
保育所等訪問支援	計画	実利用人数（人／月）	1	1	1
		利用量（人日／月）			
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0
		利用量（人日／月）	0	0	0
医療型児童発達支援	計画	実利用人数（人／月）			
		利用量（人日／月）			
	実績	実利用人数（人／月）	0	0	0
		利用量（人日／月）	0	0	0

※3期計画策定時は、当時児童デイサービスを利用されていたかが、継続して児童デイサービス提供事業所へ通所されると仮定したため、児童発達支援・放課後等デイサービス見込量が合算されている。上記表では、放課後等デイサービスの計画欄に同内容について記載。

各年度の見込量と確保に関する方策

国の指針によれば、教育、保育等の関係機関とも連携を図り、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図る事が重要であり、障害児通所支援の整備についても障害福祉計画に定め、当該計画に沿った取組を進めるよう努めるものとされています。これに即して北茨城市では、放課後等デイサービスの利用者数が増加傾向にあるため、早期療育支援システムや北茨城市要保護児童対策地域協議会等の専門機関との連携を強化し、サービスの安定的供給体制の確保に努めます。また、保育所等訪問支援については、既に障害児通所支援を提供する近隣事業所等に情報提供を行い、福祉資源の充実を図ります。

【障害児通所支援見込】

障害児通所支援見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
児童発達支援	実利用人数（人／月）	4	6	8
	利用量（人日／月）	40	60	80
放課後等デイサービス	実利用人数（人／月）	46	53	60
	利用量（人日／月）	598	689	780
保育所等訪問支援	実利用人数（人／月）	0	1	2
	利用量（人日／月）	0	10	20
医療型児童発達支援	実利用人数（人／月）	0	0	1
	利用量（人日／月）	0	0	10

6. 障害児相談支援

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児が、障害児通所支援等を利用するにあたって必要となるサービス利用計画の作成と、その後のモニタリングを実施するサービスです。

現状と課題

平成26年12月時点で、北茨城市内の障害児相談支援事業所は2か所となっており、障害児に対して充実した相談支援体制確保のための方策を検討する必要があります。また、保育、教育機関等との連携を図り、個々の異なる状況を踏まえ、利用者本人の実態に即した良質な相談支援を安定的に供給できるよう努めます。

【障害児相談支援実績】

障害児相談支援実績

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
障害児相談支援	利用量（人）	4	13	29

※平成26年度は10月末の数

各年度の見込量と確保に関する方策

北茨城市では、障害児通所支援事業の利用者は増加傾向にあります。それに伴い障害児相談支援事業の重要性も高まっており、教育、保育等の関係機関と連携した支援を提供できるよう事業所へ広く働きかけを行い、安定したサービス提供体制の確保に努めます。

【障害児相談支援見込】

障害児相談支援見込

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
障害児相談支援	利用量（人）	50	60	70

第2節 地域生活支援事業の実施について

地域生活支援事業は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

ここでは障害福祉サービスと同様に、これまでの各年度における実績及び4期計画推進期間内における各年度の見込量を設定します。

1. 理解促進研修・啓発事業（必須事業）

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が日常生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、市民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

事業の実施に関する考え方及び事業の量の見込

理解促進研修・啓発事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では障害者に対する理解を深める研修会が未開催なため、引き続き地域住民に対して、各種イベント時にパンフレット等の配布を行い、障害者週間にあわせて市広報紙で障害者福祉制度についてお知らせしていくほか、北茨城市地域自立支援協議会等を活用し内容を検討した上で、障害者（児）の理解を深めるための研修会等を開催していきます。

2. 自発的活動支援事業（必須事業）

サービス名	内容
自発的活動支援事業	障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

事業の実施に関する考え方及び事業の量の見込

自発的活動支援事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では未実施となっております。北茨城市地域自立支援協議会等で意見を聴取し、4期計画推進期間内において、多くの障害者等やその家族、地域住民等が関われるような事業を実施できるよう努めます。

3. 相談支援事業（必須事業）

サービス名	内容
相談支援事業	障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。 ○基幹相談支援センター等機能強化事業 一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援等を行い相談支援機能の強化を図ります。 ※機関相談支援センター…地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化への取組を行います。また、地域移行・地域定着の促進について、制度の普及啓発や体制整備に係るコーディネートを行います。 ○住宅入居等支援事業（居住サポート事業） 賃貸契約による一般住宅への入居に当たり、入居契約手続き支援や、生活上の課題に応じた支援の調整を行います。

事業に実施に関する考え方及び事業の量の見込

相談支援事業は、市が直営で実施しているほか、精神障害の特性を考慮し、精神保健福祉士が配置された指定特定相談支援事業者に委託して実施しています。また、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター、住宅入居等支援事業については、現在未実施となっているため、設置や体制等について4期計画推進期間内において検討していきます。

障害者相談支援事業実績と見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 実施箇所数（所）	2	2	2	2	2	2
【実績】 実施箇所数（所）	2	2	2			

4. 成年後見制度利用支援事業（必須事業）

サービス名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部を補助します。

事業実施に関する考え方及び事業の量の見込

成年後見制度利用支援事業については、平成24年4月から必須事業となりましたが、当市では平成21年度より開始しており未だ利用がありません。アンケート調査の結果からも、成年後見人制度について内容まで知っているとは回答した方は約14%となっており、引き続き成年後見人制度の内容周知に加え、制度の周知を図ります。また、平成24年12月に「障害者虐待防止法」が施行されたことを受け、市では市町村虐待防止センターを中心として関係機関と連携し、虐待事例の未然防止、虐待発生時の迅速な対応、再発防止への取組等が求められています。障害者の権利擁護への取組としても、成年後見人制度の利用支援は重要であり、虐待防止への取組と併せて制度を継続していきます。

成年後見制度利用支援事業実績と見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 利用量(回/年)	1	1	1	1	1	1
【実績】 利用量(回/年)	0	0	0			

5. 成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

サービス名	内容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、実施団体に対する研修等を行い法人後見の活動を支援して障害者お権利擁護を図ります。

事業に実施に関する考え方及び事業の量の見込

成年後見制度法人後見支援事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では現在未実施となっております。全国的に見ると、成年後見人制度の利用者は増加傾向にあります。また、今後、家族の高齢化や、親族間の関係の希薄化により、第3者後見人の確保が重要な課題となってくることが予想されるため、後見等の業務を適正に行うことができる法人の整備を4期計画推進期間内に進めることに努めていきます。

成年後見制度法人後見支援事業実績と見込

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 実施の有無			実施	実施	実施
【実績】 実施の有無	未実施	未実施			

6. 意思疎通支援事業（必須事業）

サービス名	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者や要筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。

事業に実施に関する考え方及び事業の量の見込

障害者総合支援法の施行により、コミュニケーション支援事業は、障害者と障害のない人の意思疎通を支援する手段の概念に幅を持たせるため、意思疎通支援事業に変更されました。今後も制度についての周知を図っていきます。

意思疎通支援事業実績と見込

・手話通訳者・要筆記者派遣事業

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 実利用量（件／年）			36	36	36
【実績】 実利用量（件／年）	17	24			

7. 日常生活用具給付等事業（必須事業）

サービス名	内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜をはかるため、厚生労働省が定める告示の要件を満たす6種の用具を給付または貸与します。

日常生活用具の種目、用途及び形状（平成18年厚生労働省告示第529号）	
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マットその他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人口喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
排せつ管理支援用具	ストーマ用装具その他の障害者等の排せつ管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

実施に関する考え方及び事業の量の見込

日常生活用具の給付等については、障害の状態等に応じて柔軟に給付等を実施してきたこれまでの施策を堅持していきます。

各用具の見込量は実績等を考慮し設定しました。

日常生活用具給付等事業実績と見込

・介護・訓練支援用具給付等

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 給付量(件)	4	4	5	5	5	5
【実績】 給付量(件)	2	0	0			

・自立生活支援用具給付等

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 給付量(件)	4	4	5	5	5	5
【実績】 給付量(件)	4	4	2			

・在宅療養等支援用具

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 給付量(件)	4	4	5	5	5	5
【実績】 給付量(件)	8	5	3			

・情報・意思疎通支援用具

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 給付量(件)	7	8	9	10	10	10
【実績】 給付量(件)	13	4	2			

・排せつ管理支援用具

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 給付量(件)	1,440	1,728	2,073	1,418	1,392	1,366
【実績】 給付量(件)	1,163	1,080	843			

・居宅生活動作補助用具

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 給付量(件)	2	3	4	5	5	5
【実績】 給付量(件)	1	1	0			

8. 手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

事業に関する考え方及び事業の量の見込

手話奉仕員養成研修事業は、平成25年4月から必須事業となりましたが、当市では現在未実施となっております。4期計画推進期間中には研修内容等について検討し、手話奉仕員の養成を図ります。

手話奉仕員養成研修事業実績と見込

区分	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 実施の有無			実施	実施	実施
【実績】 実施の有無	未実施	未実施			



9. 移動支援事業（必須事業）

サービス名	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

今回のアンケート調査の結果から外出時に困っていることについて、「公共交通機関が少ない」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「発作などの突然の身体の変化が心配」等に「該当する」の回答が多く、障害者のかたが様々な理由で外出時に不便を感じていることがわかりました。平成26年10月の時点で、北茨城市内には移動支援を提供できる事業所は4か所ありますが、利用実績は24年度以降減少傾向にあります。今後は、アンケート調査の結果も踏まえ、事業内容や利用方法についての周知を行うとともに、外出支援に関する様々なニーズに対応できるようガイドライン等の整備を検討します。

移動支援事業実績と見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 利用量（時間）	1,600	1,782	1,944	1,000	1,200	1,400
【計画】 実利用者数（人）	30	33	36	25	30	35
【実績】 利用量（時間）	1,033	760	343			
【実績】 実利用者数（人）	25	16	11			

※平成26年度は10月末時点の数

10. 地域活動支援センター（必須事業）

サービス名	内容
地域活動支援センター	障害者等を通わせ、地域の実情に応じて創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

地域活動支援センターは、3種類に分類されます。（下表参照）

北茨城市心身障害者第1・第2福祉センターはⅡ型に相当し、主に身体障害者及び知的障害者を対象として運営しています。市外にあるⅠ型及びⅢ型のセンターでは、精神障害者を対象にサービスを提供しており、通所に関する交通費の助成を行っておりますが、利用者数が少ないため、今後も交通費の助成を継続するとともに、広報紙等を活用し制度の周知を図ります。

地域活動支援センター分類	
センターⅠ型	専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する施設です。
センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練等のサービスを実施する施設です。
センターⅢ型	地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている施設です。

地域活動支援センター設置実績と見込

区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
センターⅠ型	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			
センターⅡ型	計画	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			
センターⅢ型	計画	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1			

1 1. 訪問入浴サービス事業（任意事業）

サービス名	内容
訪問入浴サービス	地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の身体の清潔の保持、身体機能の維持等を図るサービスです。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

入浴の支援については、生活介護を利用している場合が多いため3期計画における見込を下回った実績となっております。しかし、アンケートの集計結果にも利用したいという回答があり、生活介護が利用できない場合等の重要なサービスとして、今後とも事業の継続、周知を図ります。

訪問入浴サービス実績と見込

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 実利用者数（人）	3	4	5	3	3	3
【実績】 実利用者数（人）	3	3	2			

12. 日中一時支援事業（任意事業）

サービス名	内容
日中一時支援	障害者の日中における活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を目的として支援を行うサービスです。

実施に関する考え方及び事業の量の見込

この事業は、一時的な日中での活動支援を行うものです。平成26年10月の時点で、市内では5か所の事業所がサービスを提供しております。近隣市にも利用可能な事業所があるため、個々の生活状況等に合わせて活用できるよう今後も適正な利用を呼び掛けていきます。

日中一時支援実績と見込み

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度 (見込)	平成28年度 (見込)	平成29年度 (見込)
【計画】 利用量（時間）	1,500	1,700	1,870	584	700	818
【計画】 実利用者数（人）	45	50	55	25	30	35
【実績】 利用量（時間）	1,344	412	336			
【実績】 実利用者数（人）	38	23	20			

13. その他の任意事業

サービス名	内容
更正訓練費給付事業	施設に入所しながら就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方等に厚生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。
知的障害者職親委託制度	知的障害者を一定期間、知的障害者の更正援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練を行うことにより就労に必要な素地を与えると同時に、雇用の促進と職場における定着性を高め、福祉の向上を図ります。
自動車運転免許取得・改造費助成事業	身体障害者が就労のために必要な自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
スポーツ・レクリエーション教室開催等	スポーツ・レクリエーション活動を通じて障害者間の交流を図るとともに、イベント参加等を通して社会参加を促進します。
障害者虐待防止対策支援	障害者虐待防止の啓発を行うことにより、障害者への虐待を未然に防止し、早期に発見することを目的として、市のイベント会場で「障害者虐待防止キャンペーン」を実施します。

参考資料

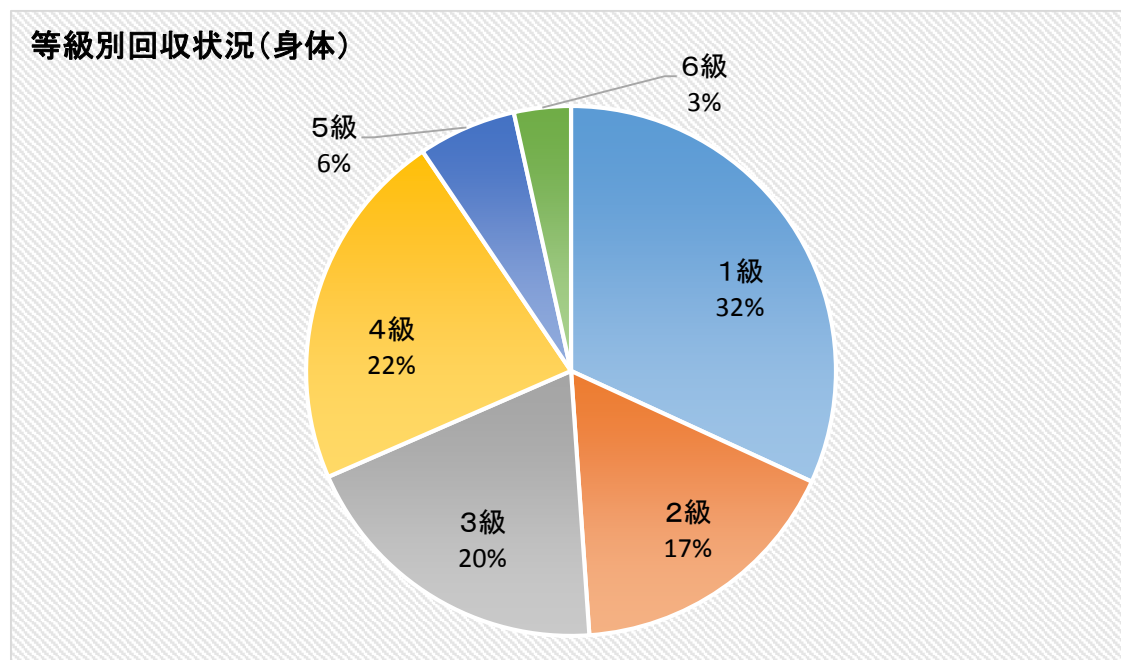
1. アンケート結果について

回答者の構成

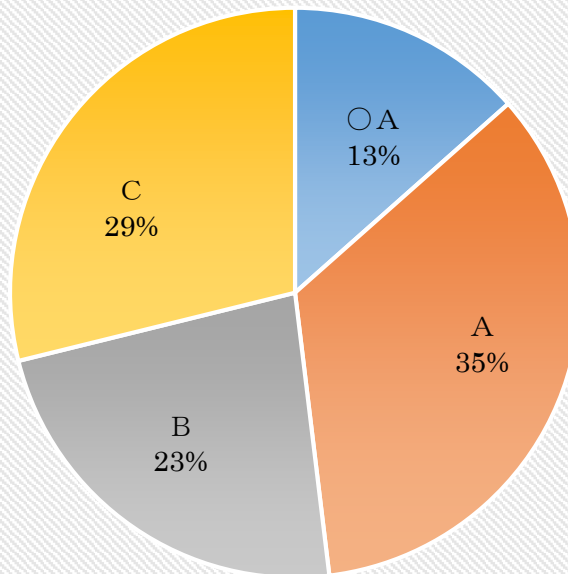
平成26年8月1日の時点において、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害医者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちの方及び北茨城市難病見舞金を受給されている方の中から、無作為に1,000人の方を抽出しアンケート調査を行いました。

ここでは、代表的な質問に対する回答についてお知らせします。

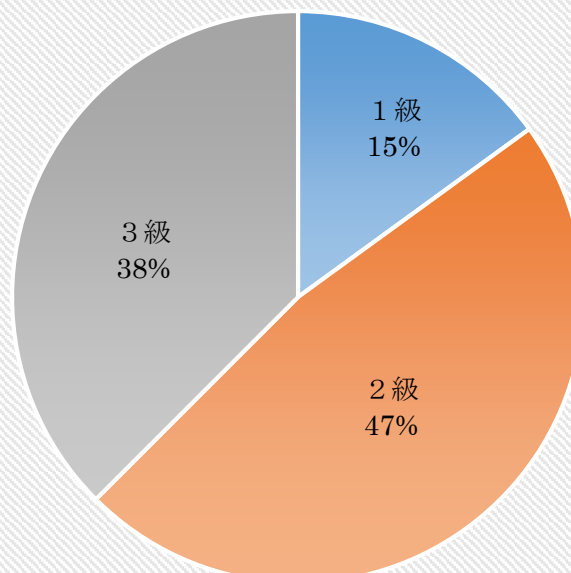
1. 回答者の構成



等級別回答者状況（療育）

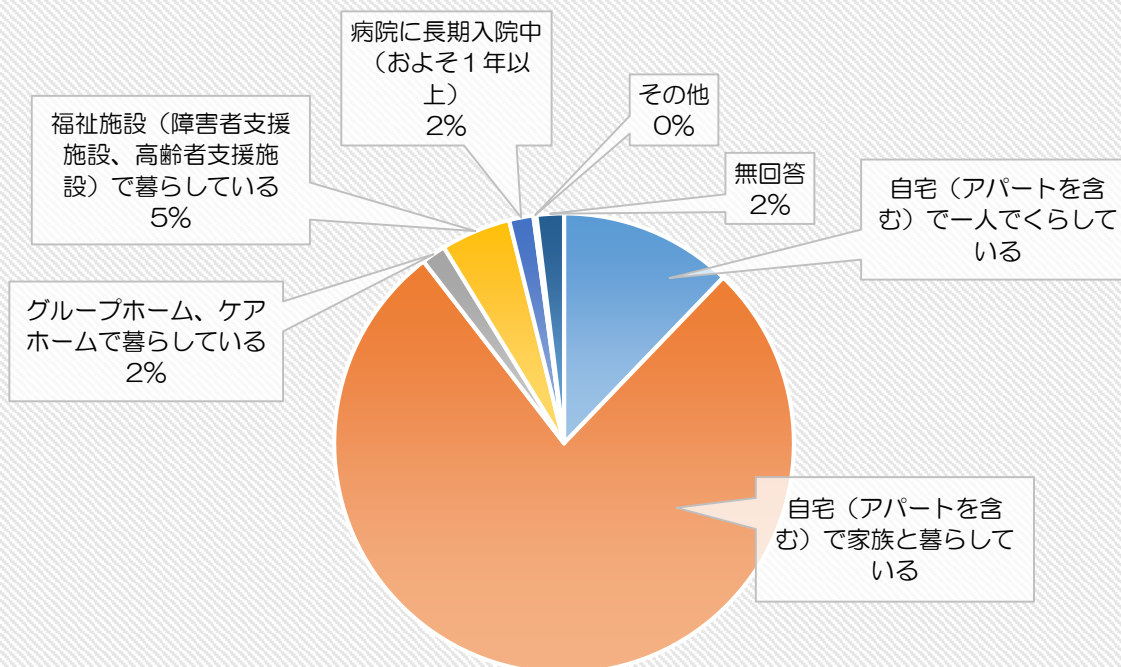


等級別回答者状況（精神）

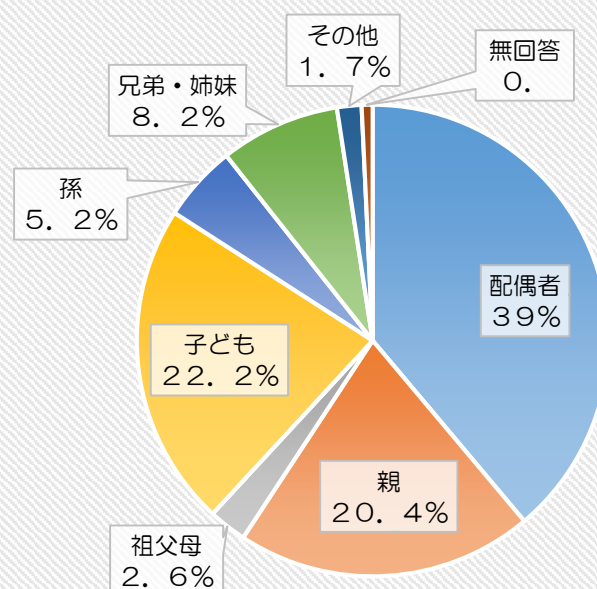


2. 暮らしについて

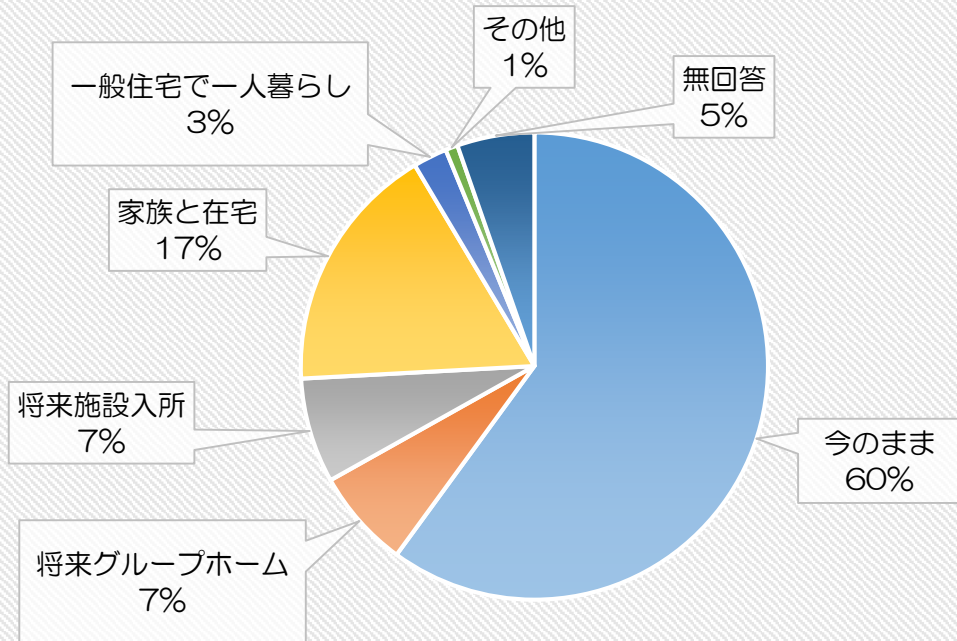
どのように暮らしていますか？



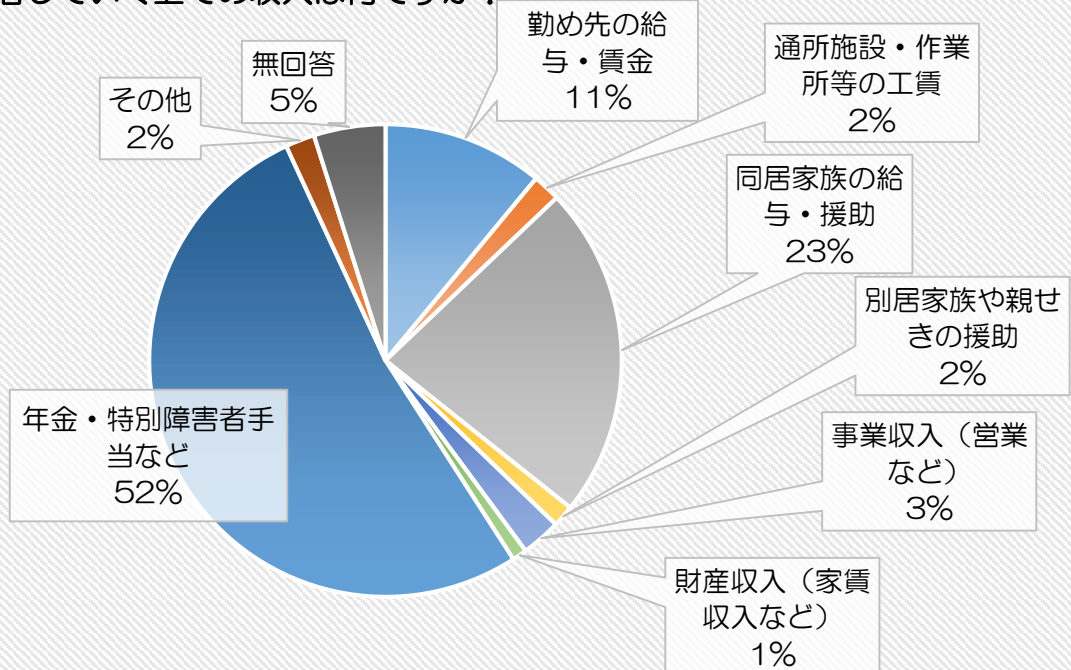
自宅でどなたと暮らしていますか？



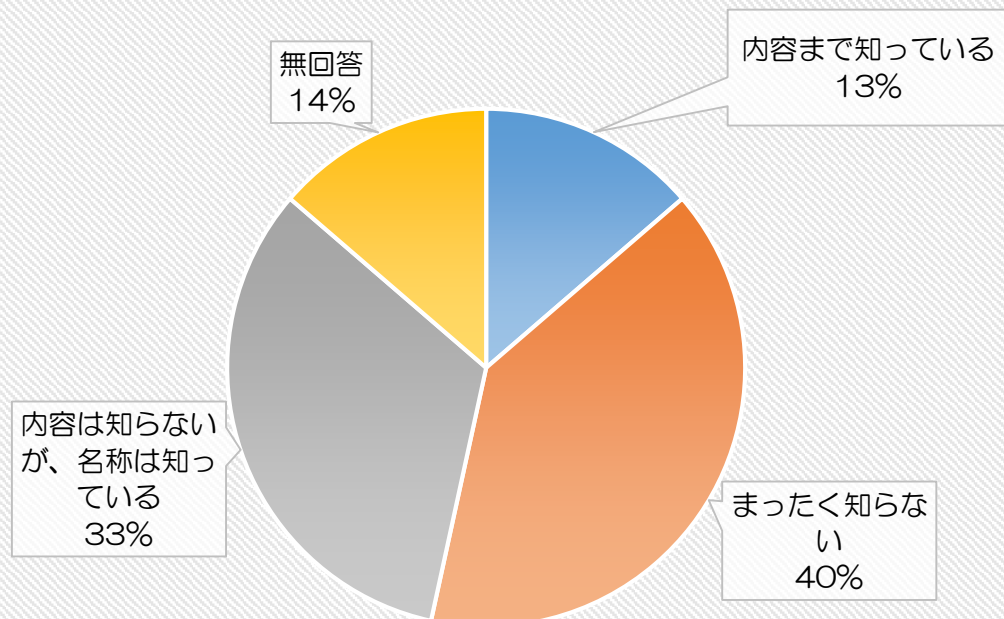
今後どのような暮らし方を望まれますか？



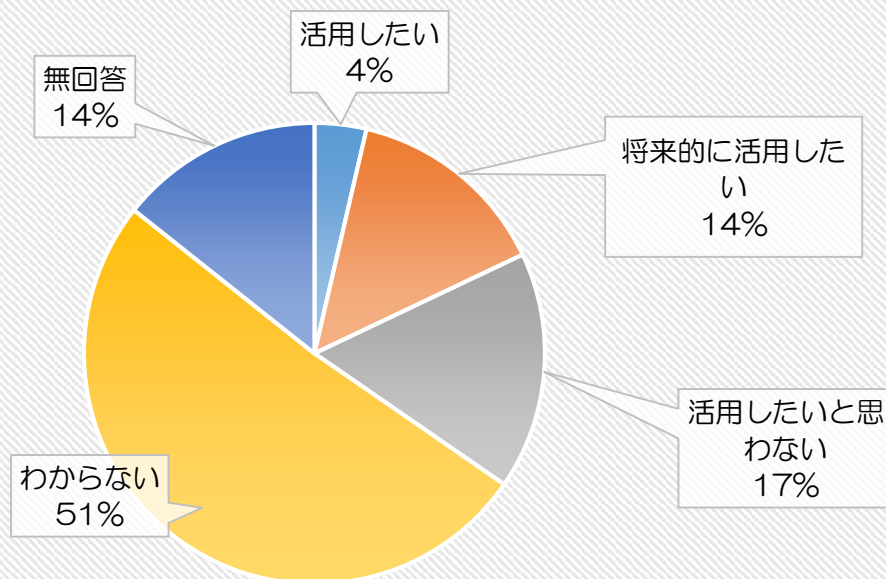
生活していく上での収入は何ですか？



成年後見人制度を知っていますか？

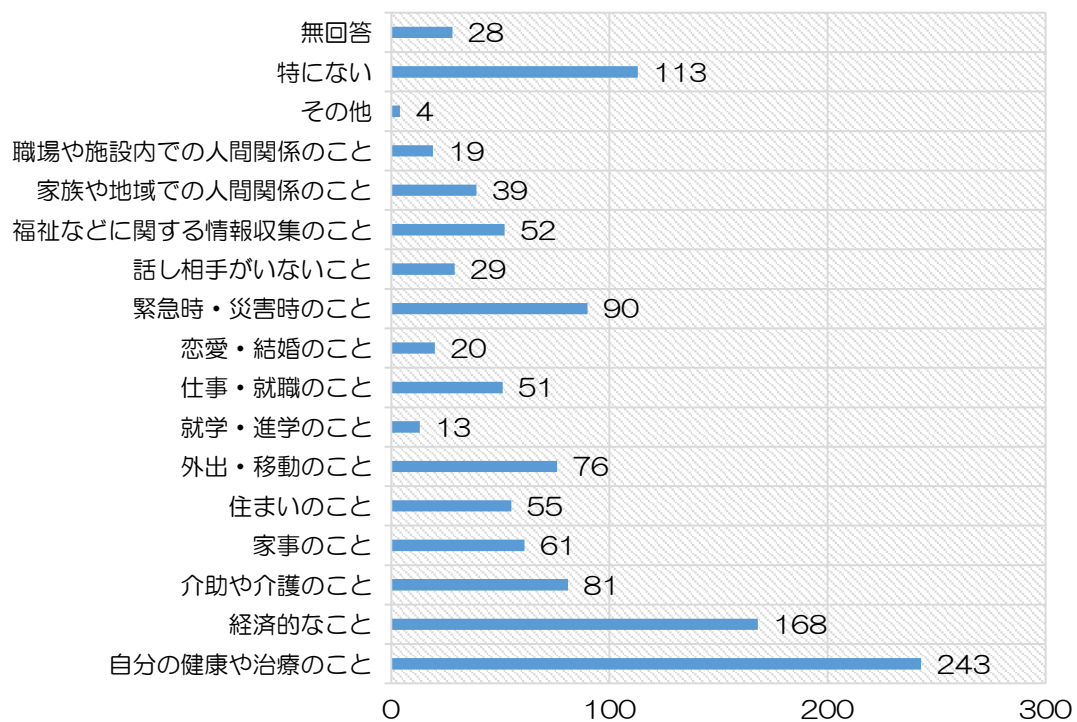


成年後見人制度を活用したいと思いますか？

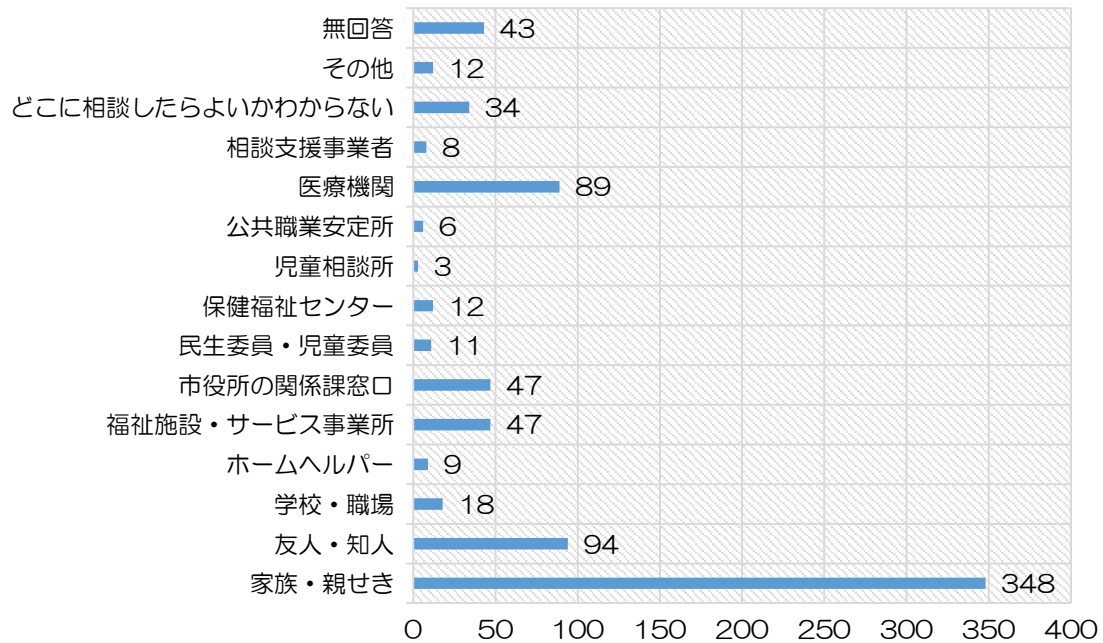


3. 相談について

悩んでいること、相談したいことがありますか？
(複数回答可)

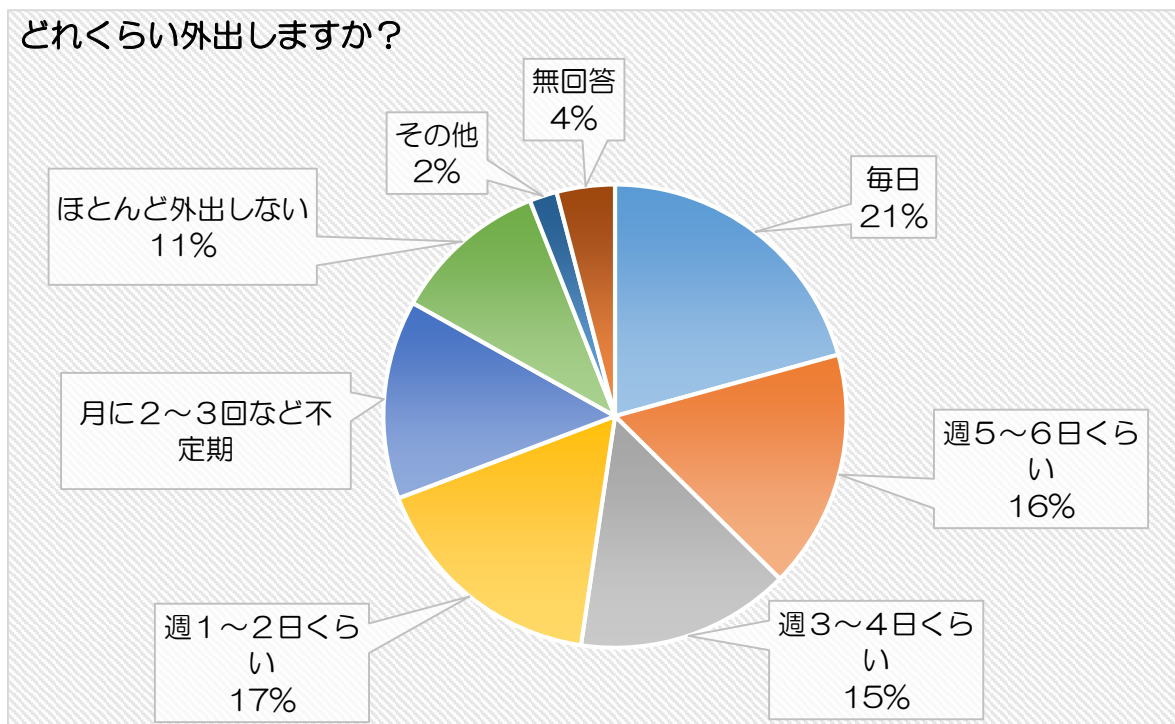


悩んでいることを相談する相手は誰（どこ）ですか？
（複数回答可）

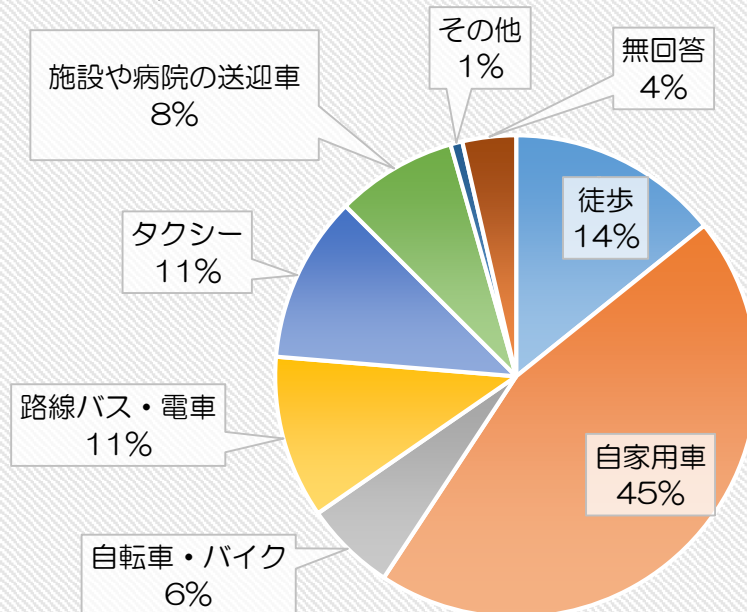


4. 外出について

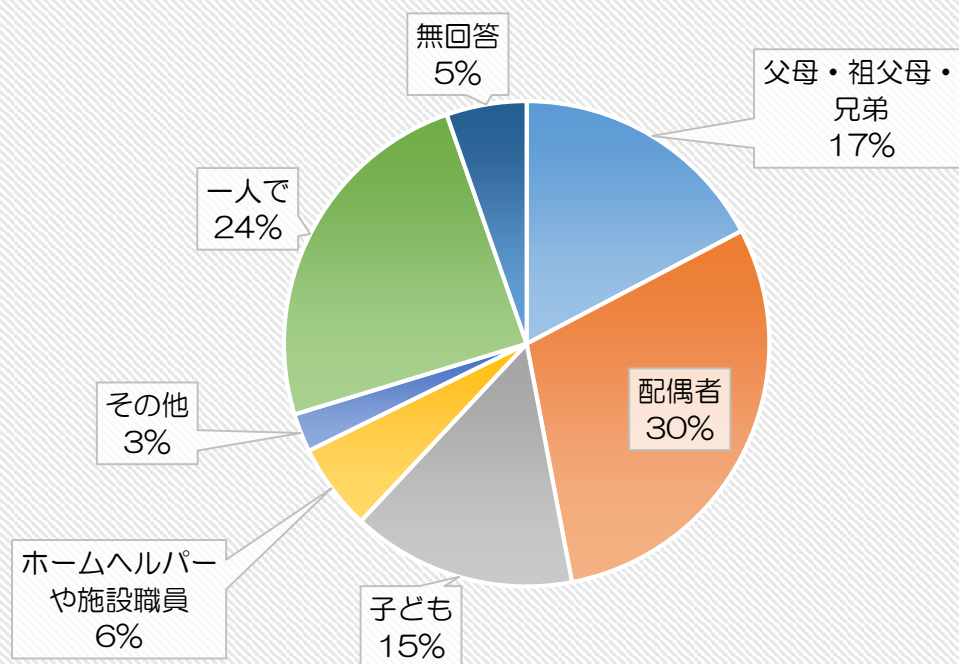
どれくらい外出しますか？



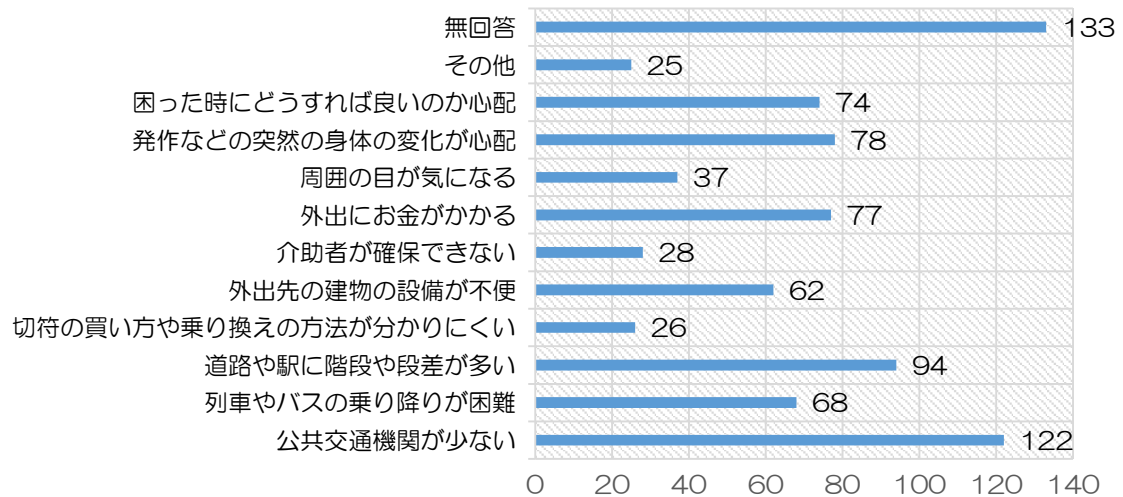
外出する時の主な手段は何ですか？
（複数回答可）



一緒に外出するのは誰ですか？

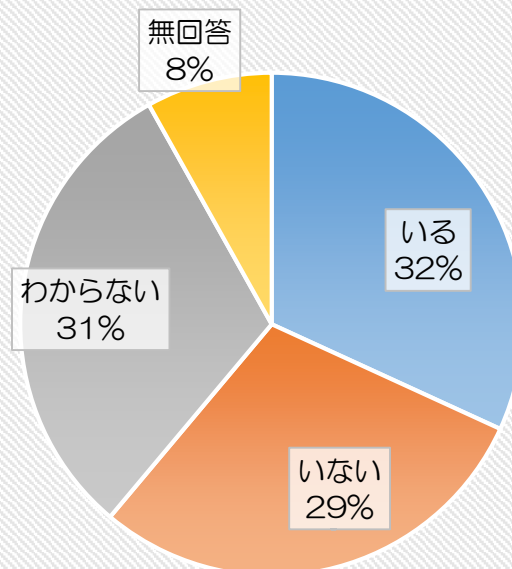


外出するときに困っている事は何ですか？
(複数回答可)

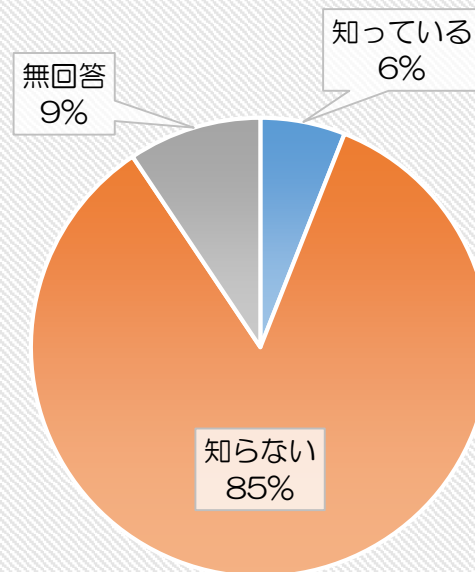


5. 災害時の避難等について

家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか？

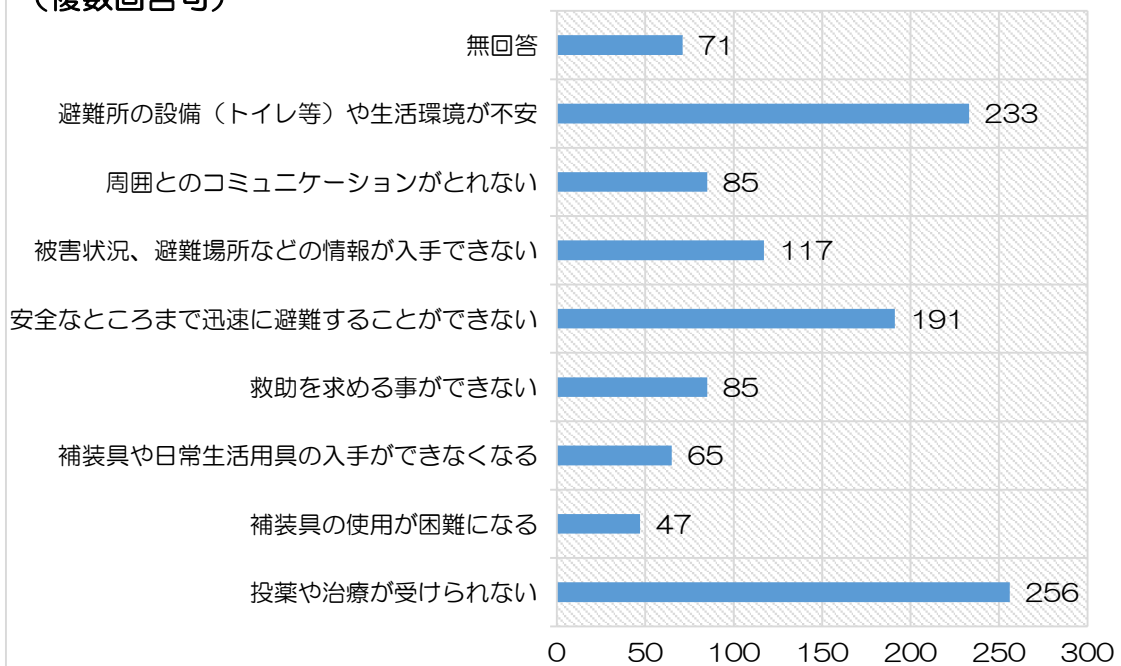


「災害時要援護者登録」の制度を知っていますか？



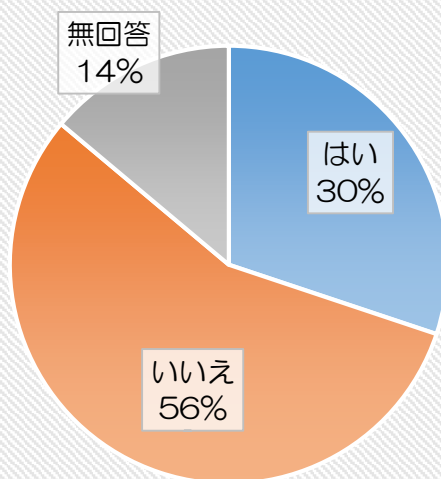
※「災害時要援護者登録制度」…災害が発生した際に、家族等の援助が困難で、安全な場所へ避難するための人的な援助が必要な方（災害時要援護者）の台帳への登録制度のことです。登録すると、地域の民生委員児童委員、消防、避難支援者（隣近所で支援していただける方）等にこの台帳を提供し、地域での見守りと災害が発生した際に支援が得られる仕組みとなっています。

災害時に困ることは何ですか？ （複数回答可）

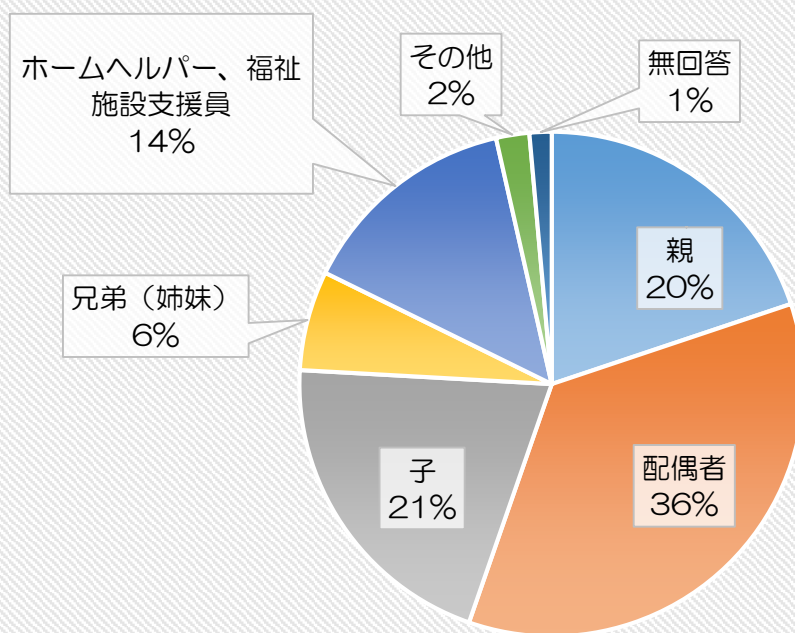


6. 介護者について

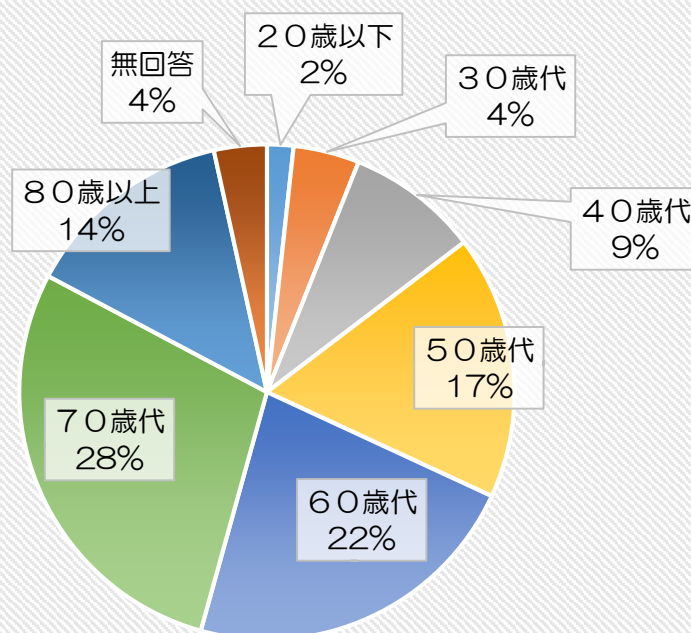
どなたかの介護を受けていますか？



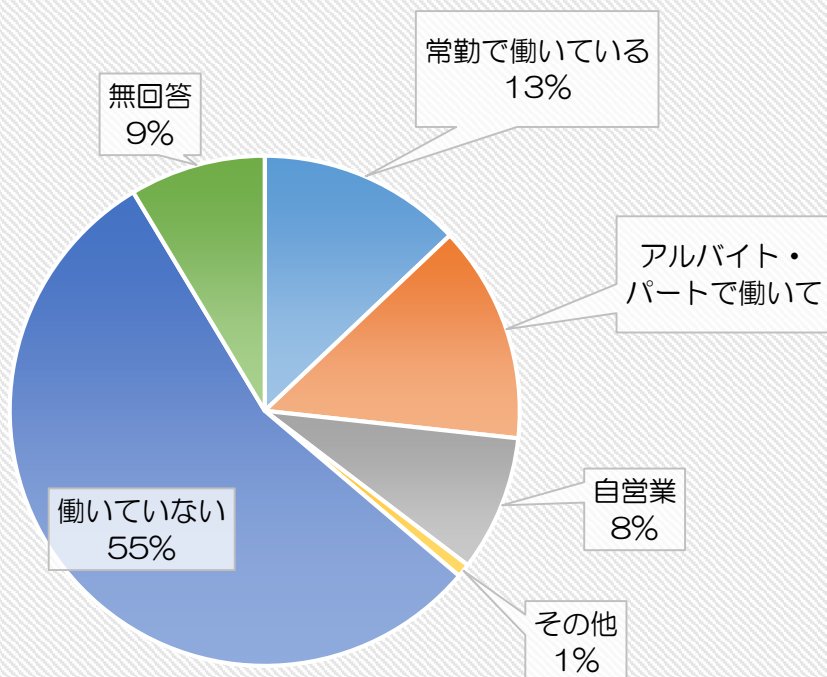
どなたの介護を受けていますか？



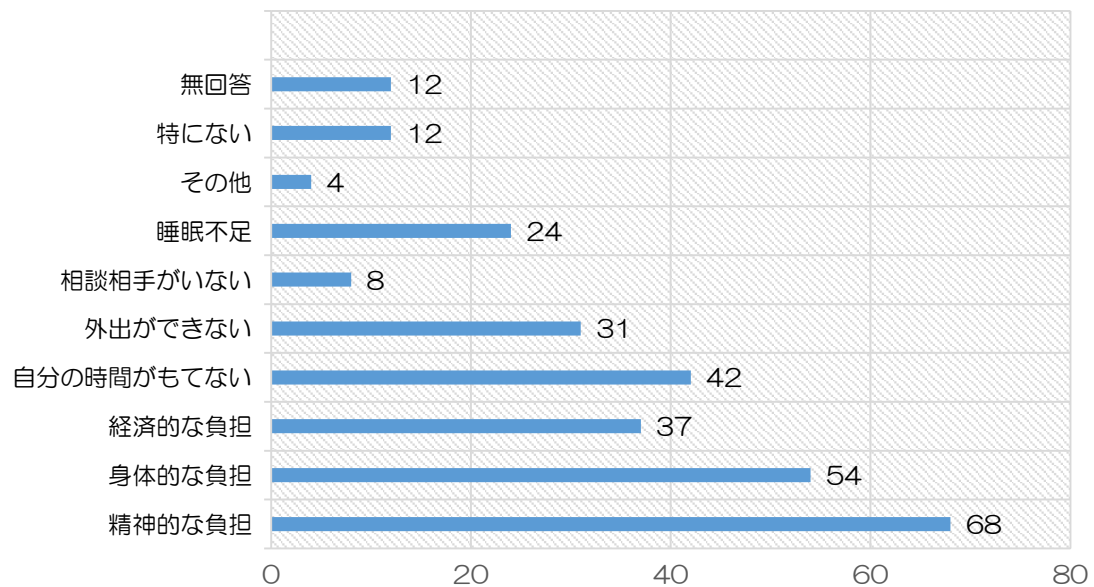
主に介護しているかたの年齢は？



介護しているかたの就業状況は？

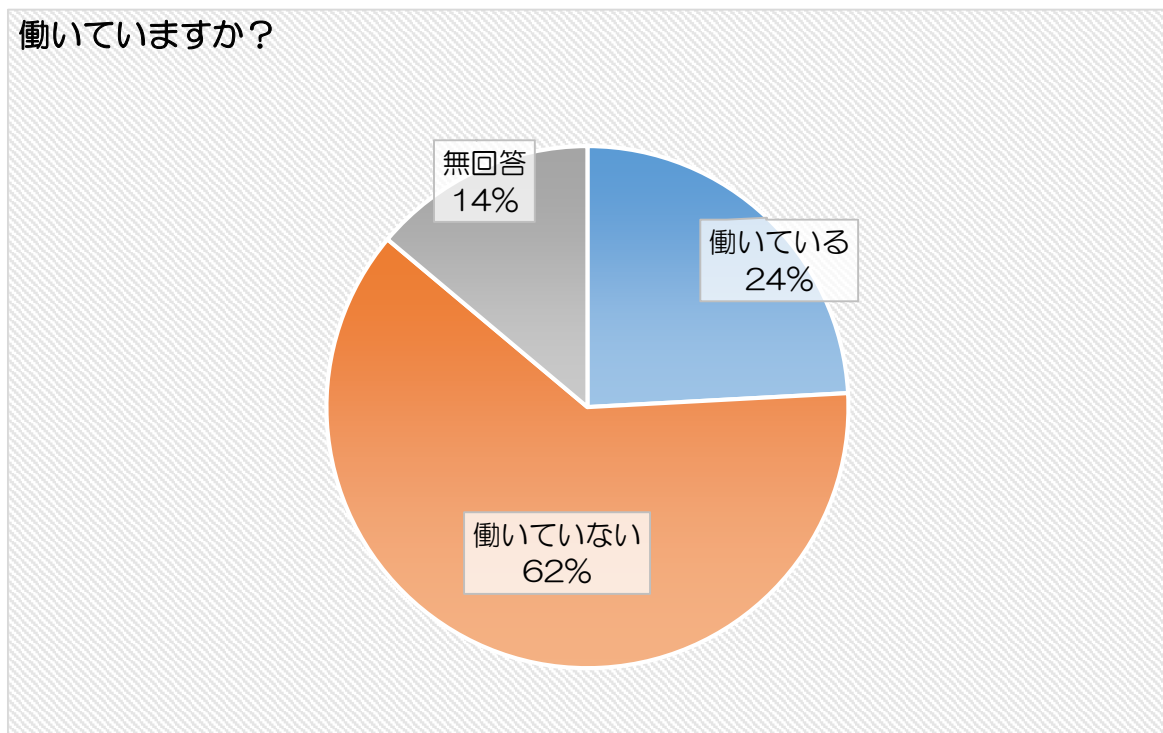


介護で困っていることは？
(複数回答可)

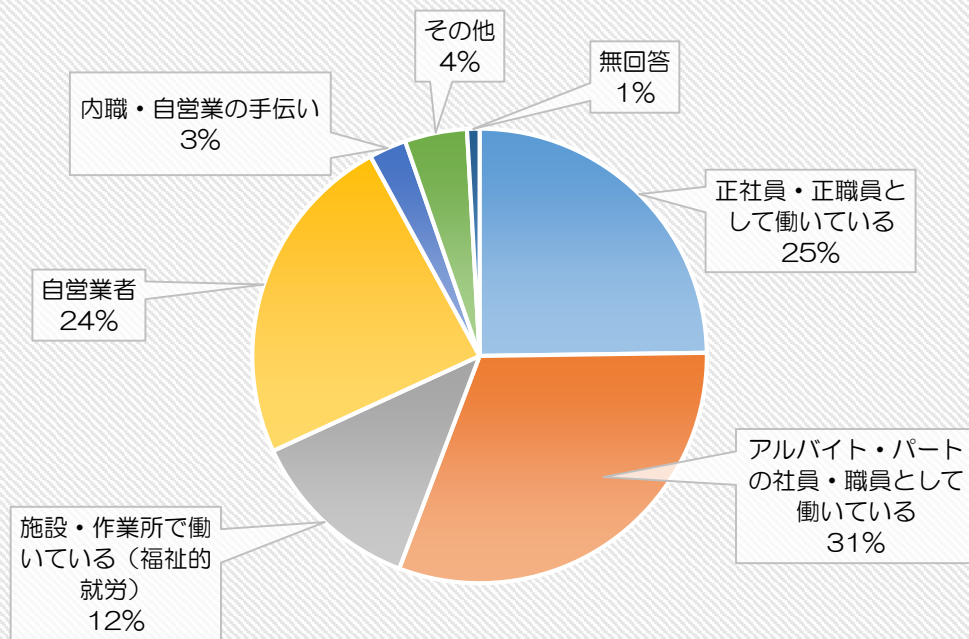


7. 就労について

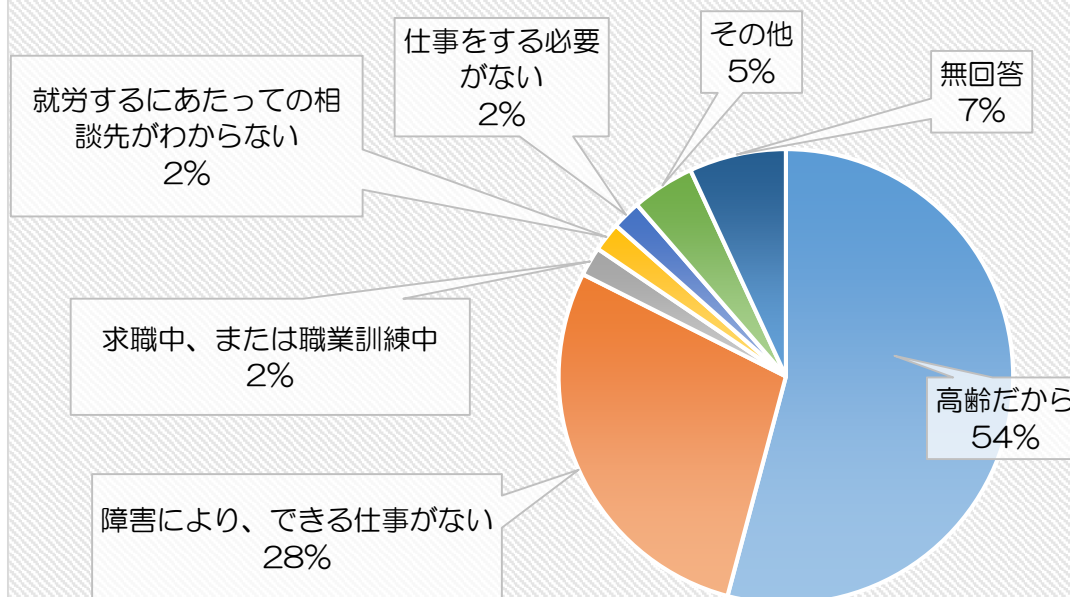
働いていますか？



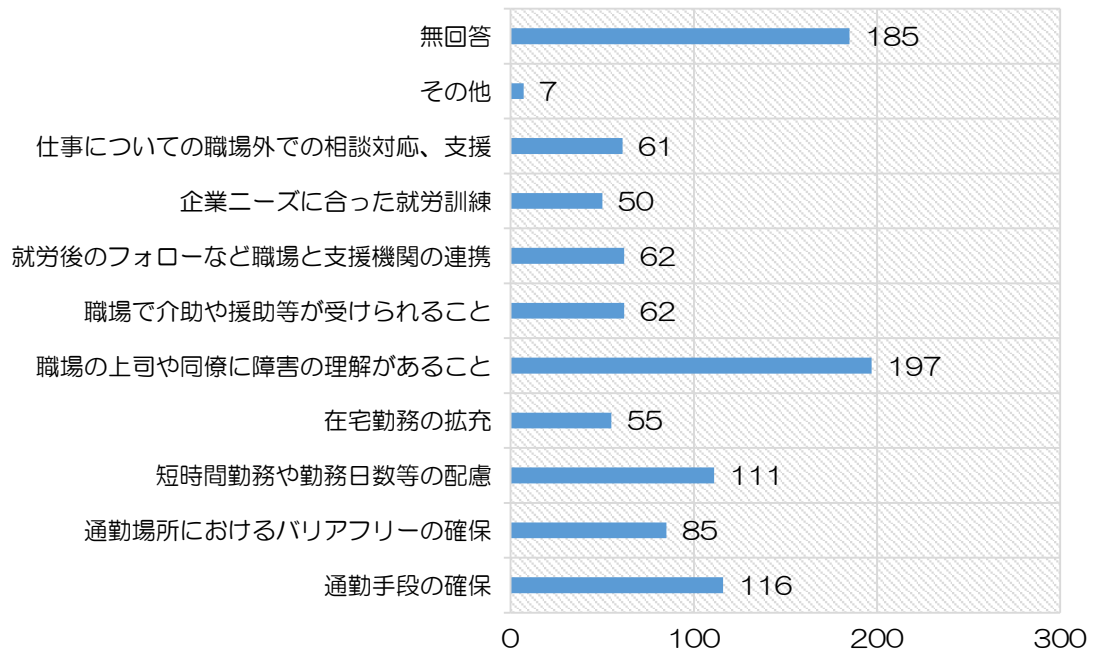
どこで働いていますか？



働いていない理由は？



障害者の就労について、どのような必要がありますか？



2. 市内及び近隣市所在サービス事業者一覧

【市内及び近隣市所在事業所提供サービス(障害福祉サービス)一覧表】

事業所名	障害福祉サービス												障害児通所支援			
	居宅介護	同行支援	短期入所	生活介護	施設入所	療養介護	グループホーム	自立訓練（生活訓練）	自立訓練（機能訓練）	就労移行支援	就労継続支援B型	基準該当サービス	計画相談支援	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援
北茨城市社協介護センター「のぞみ」	○	○														
ライフサポート平賀	○											○				
介護じゃんけんぼん北茨城	○													○	○	
すいとぴー介護ステーション	○															
タンポポ畑	○							○		○	○				○	
にこにこ自立	○													○	○	
障害者支援施設ひまわり荘			○	○	○											
障害者支援施設はまなす荘			○	○	○			○		○	○					
リバティ若栗			○	○	○			○			○					
障害者支援施設愛正園			○	○	○								○			
重度心身障害児施設水方苑			○			○										
グループホームアーシャ							○									
グループホームひろはし							○									
一想園			○	○			○	○		○						
キルトハウス				○						○	○					
老人福祉センターライト												○				
デイサービス海風												○				
就労支援施設日立ファクトリー										○	○					
西明寺事業所ステップ											○					
はっぴい・べる										○	○					
虹のかけはし											○					
リバティ・サポートセンターゆい								○			○					
ぼこりっと										○	○		○		○	
キッズルームキューブ															○	
ナチュラル															○	
北茨城市社協ケアプランナー「のぞみ」													○			○
タンポポケアセンター													○			○

【市内及び近隣市所在事業所提供サービス(地域生活支援事業)一覧表】

事業所名	日中一時支援	移動支援	相談支援
北茨城支社協介護センターのぞみ		○	
ライフサポート平賀	○	○	
介護じゃんけんぽん北茨城	○	○	
タンポポ畑	○	○	
リパティ若栗	○		
障害者支援施設愛正園	○		
障害者者支援施設ひまわり荘	○		
いわき育成園	○		
ショートステイほっと	○		
まどろみ	○		
福ふく		○	
ライトハウス			○